

平成16年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成16年12月15日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年12月17日 午前10時00分
	延 会	平成16年12月17日 午後 5時23分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	欠 員	
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 0名 欠員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	病院事務長	古川 福一
助役	大沼 隆	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
収入役	黒田 庄司		
総務課長	田辺 正保	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
行財政課長	斉藤 健一		
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査事務局長	阿野 幸男
		教育長	富澤 泰
税務課長	大野 榮司	教委管理課長	柿崎 修一
町民課長	久保 一将	教委指導室長	大場 和典
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委生涯 学習課長	松浦 正之
環境政策課長	佐藤 悟		
農政課長	西野 清	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
水産課長	大崎 広也		
商工観光課長	高根 行晴	農委事務局長	藤田 稔
建設課長	北村 誠	総務課長補佐	佐田 靖彦
水道課長	松澤 武夫	保険年金係長	須佐 良子

1. 会議録署名議員

6番	佐藤 淳一		
7番	中屋 敦		

1. 会 期

12月15日から12月20日までの6日間(休 会12月18日、19日の2日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 4 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 6 . 1 2 . 1 7)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2	議案第81号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第82号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第83号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第84号	厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 3	議案第85号	職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
	議案第86号	企業職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例の制定について
第 4	議案第87号	厚岸町統計調査員条例を廃止する条例の制定について
第 5	議案第88号	厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
第 6	議案第89号	厚岸町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定について
第 7	議案第90号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第 8	議案第91号	厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について
第 9	議案第70号	平成16年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第71号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第72号	平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第73号	平成16年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議案第74号	平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第75号	平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算
	議案第76号	平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第77号	平成16年度厚岸町病院事業会計補正予算

日 程	議 案 番 号	件 名
第 9	議案第92号	平成16年度厚岸町一般会計補正予算
第10	意見書案第9号	都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める要望意見書
第11	意見書案第10号	BSE全頭検査の継続を求める要望意見書
第12	意見書案第11号	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する要望意見書
第13	意見書案第12号	教育基本法の改正を求める要望意見書
第14	意見書案第13号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める要望意見書
第15	意見書案第14号	「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める要望意見書
第16	意見書案第15号	北方領土の早期復帰の実現に関する要望意見書
第17	意見書案第16号	平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望意見書
第18	意見書案第17号	「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する要望意見書
第19		各常任委員会道内行政視察報告書
第20		各委員会所管事務調査報告書
第21		各委員会閉会中の継続調査申出書

議 長 | ただいまより平成16年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番佐藤議員、7番中屋議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、議案第81号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第84号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。
昨日に引き続き質疑を行います。
最初に、1番議員の3回目の質疑を行います。
(発言する者あり)

議 長 | 2回目の答弁はされております。
1番。

1 番 | 水が入りましたのでちょっと、非常にやりづらいというか、昨日の細かなところが少し飛んで、どうもこのごろ年なものですから。それで、お聞きするのは、2回目の答弁が果たして私のお聞きしていることについて正面から答えていたかどうかということで、多少の疑問はありますけれども、仕方ありません。

それでお聞きしますが、私は財政がこのように切迫してきて、人件費に手をつけざるを得ない状況のもとで、人形ではあるまいし、職員をばちばち首を切るなんていうことはできませんから、人数で減らすということは、これは乱暴過ぎるということで、1人頭を削っていこうということをやむを得ざる選択として、このように決めたんだということはよくわかっているわけですよ。

だから、人件費に手をつけるのがよくないとか、町の財政がどうなろうとどうで

もいいとか、そういう立場から言っているわけでは全くないんです。その点は誤解のないように。

それと同時に、この人件費に手をつけるということになると、士気を高めるための手だてというのが非常に大事になってくるであろうと。それから、削減の方法についても、何というんですか、職員の士気を減衰させるようなことがあってはならないと、その意味において、町長から、昨日も質問に出ていた最低の14万 5,000円程度の人まで一律に10%カットというようなやり方はいいのかという話も出ていますよね。そういうことがまず1点問題だということの議論の中から、私は士気の問題を申し上げたんだが、その中に例外が入っている。最も高給取りである医師については手をつけない、そういう形で全職員打って一丸となつてというのは、まやかしてないのかと言われたときにどう答えるのかということです。

それで、2回お聞きしているわけですがけれども、この難局を切り抜けるためには、一切の例外なく全職員がその痛みを共有する、全職員というのは、この場合は町長以下全員がという意味ですが、できるならば、医師について放置するわけにはいかんでしょう。そういうことをやったら必ず士気に大きく影響が来ます。この辺について、2回目の答弁のときに、助役の答弁の中には、今交渉中だと、間に合わなかったけど、3月までに何とかしたいんだというニュアンスもあったやに私は聞いたんだけど、3月の議会には名実ともに全職員打って一丸となつてということが言える状況をつくれますかどうか、その点について明言をしていただきたい。

そして、士気を高めるために、たしか助役の言葉をかりると、職場内の風通しをよくするというような言い方をしていらっしゃいましたが、要するにみんなが働きやすく、意欲を持って業務に取り組んでもらえる環境をつくるために、いろいろと努力をしているというふうに聞こえました。個々の具体的なことはちょっと今別にしていますね。

ですから、これは大いに、なお強くやっていただきたい。そういうことによって給与の削減という非常につらい状況の中で、せめてもの職場環境の改善といえますか、そういうことを図って士気を高めてもらいたいわけです。

私は繰り返して申しますが、士気を高めるという意味からいって、一律10%ということがいい方法だと考えているのかどうかこの点と、それから例外の問題、この2点について明確なご答弁をいただきたいわけであります。

議 長
助 役

助役。

ご答弁をさせていただきます。

昨日もご答弁をさせていただきましたが、医師の給与に関しましては、ただいま協議をしている最中でありますので、今回残念ながら議会に上程することはできませんでした。

これは、ご質問者もこれまで病院の運営委員会等で参画をしていただいて、病院の内容、あるいは医師確保の問題等々、いろいろご苦勞をいただいておりますからご承知のことと思えますけれども、特に、この医師の給与に関しては、給料表は議員の皆さんご承知のとおり、ここ二十数年、給料表そのものを改定してきておりません。一方ではそういう背景があります。

それから、昨日お話を申し上げましたとおり、医師は医師で管内の状況というものをとらまえているということもあります。そういうことで、なお協議をする必要があるという判断をさせていただきました。これまで医師を含めて何度もこの財政状況を乗り切るために、現在の厚岸町の置かれている財政状況は、病院にも行財政課長以下スタッフ、それから総務課長も出向いていただいて説明をさせてきていただいております。こういう状況は医師の皆さんも十分承知をしていただいているというふうに私は考えておりますし、そうあらねばならないというふうに考えております。

なお、この協議は今後も続けてまいりたいと思います。

それから、最も大変なことだなというふうに思っておりますのは、医師の確保の問題であります。さまざまな条件を整えて、病院がどうあるべきかということについても、病院の経営そのものが大変苦しい状況でありますから、この医師、それから医師を除くスタッフ、この皆さんも含めて、町民の皆さんが求めている病院経営のあり方そのものもどうあるべきかということも、根本的に考えていかなければならないというふうに考えております。

町長からも既に指示がありまして、各部門別の経営状況がどうなっているか、つぶさに調べろという命令が出ております。それは病院のスタッフの方にも伝えておりますし、現在、その資料を整えていただいている最中であります。そういうようなことも踏まえまして、町民の皆さんにこたえられる病院というのは今後どうあるべきかということも含めまして議論を続けていきたいと、そのように考えておりま

す。

それから、士気を高める上で、この一律カットがどうなのかというご質問でありますけれども、昨日も答弁をさせていただきました。確かに14万そこそこの給料で働いている若手の職員は大変な思いだと思います。

それから、それだけではなくて中堅どころの皆さんも、家族、それから小さな子供さんを抱え教育にもお金がかかる時期であります。そういうこともろもろ考えまして、この手法をとらせていただきました。

それから、職責、あるいは経験に応じた給与体系というものは崩すべきではないと、そのことを崩すことによって、さらに士気の低下を招くというふうに考えました。このことは、職員の皆さんにもこれまで何度も話し合いの場を持たせていただいて、真摯に対応させていただきましたし、真剣に議論をさせていただきました。

そういう議論の結果から、職員の皆さんも一定の覚悟を決めていただいて合意に達したということですから、このたびのご提案をさせていただいているということでございます。

なお、職場の士気が低下しないような最善の努力を今後も続けてまいりますし、町民の皆さんに対するサービスが低下することのないように、今後も努力を続けてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「議長、答弁漏れ、簡単にやりますから、もう一回、答弁の漏れがありますから」の声あり)

議長

特に、1回。

1番。

1番

医師に関しては、やはり町の考えを明確に示して交渉してもらいたいです。いろいろな、もろもろがあるというのはよくわかりますが、もろもろといたらみんなもろもろがあります。

それから、病院経営のためにどうしてもというのであれば、看護師はどうなるんですか、PTはどうなるんですか、レントゲン技師はどうなるんですか、薬剤師はどうなるんですか。みんな一体となって病院を形成しているんですよ。医師だけの問題ではありません。あえてきつく言わせていただきます。

それともう一つ、今、助役は言葉に詰まっている。胸に込み上げるものがあって言葉に詰まっている。気持ちはよくわかります。この給与を切るというのは大変な

ことです。

ただし、今の答弁は、職員の10%一律カットについてのみの答弁にすぎない。私が聞いているのは、町長、あなたも助役も含めての10%ということを知っている。それが士気の問題でないかということを知っている。その点についてのご答弁がなかった。これはやはりきちんと行っていただきたい。私も心を鬼にして申し上げている。よろしくお願いします。

議 長
町 長

町長。

私から、それではお答えをさせていただきます。

特別職、一般職、ご承知のとおり地公法では明確に区分されております。第3条、一般職については地公法によって守られているのであります。私どもは地方自治法との関係であります。そういう意味において、四役の給与等につきましては、昨日もお話ししましたが、報酬審議会において答申をし、審議会で決定をいたし、議会に提案をすることになっておるわけでありまして、一般職につきましては、条例主義であります。もちろん我々も条例主義であります。

そういうことで提案をいたしているわけでありまして、今回の提案は、四役に、特別職につきましては、10%カットは当分の間ということになっております。一般職については、平成17年度に限りということに相なっておるわけでありまして。このことについては重々ご承知のことと思うわけでありまして。

この議会においても、また以前の議会においても、いろいろと給与の問題についての議論がありました。また、町民からも、どこを基準にしてお話ししているかわかりませんが、職員の給料は高いというお話も耳にいたしておるわけでありまして。

しかし、私といたしましては、町長に就任以来、そういうことも重々にご承知をしておりましたけれども、しかしながら、人件費だけは手をつけたくない、最善の努力でこの財政運営を乗り切り健全財政を維持していきたいということで、隣の浜中においても、阿寒においても、弟子屈町においても、みずから手をつけました。しかし、厚岸町は今日まで手をつけずに、人事院勧告に準拠した中での条例改正をしていただいております。

今回は、やむにやむらず、組合自体だって断腸の思いで了解してくれたと思っております。そして、ともども責任を共有しながら、この時代を乗り切っていこうと、

町民の信頼のもとですばらしい厚岸町をつくっていかう、そういう私は決断をしてくれたことに対しては、何度も言っておりますけれども、職員にとっては大変なことでありましたけれども、敬意を表したい。私自体、なお一層、その責任を強く感じております。どうかこの点理解いただきたいと思うわけでありまして、私ども本当に10%カット、それぞれにとっては大変なことでもあります。しかしながら、四役はまず町職員に対しても範を示さなければならないということで、報酬審議会に諮りました。

また、職員についても、昨日もお話しいたしましたけれども、11月12日に総務課長から職員組合に提案をいたしました。12月1日、助役が協議をいたしました。私は組合の要請もあり、12月6日、12月7日、12月8日、3回も真摯に組合と話し合ったわけでありまして。組合の加入率といいますのは、ご承知のことと思いますが、52.5%なのであります。しからば、未加入の職員はどうするのか、このことについても私は大変心配しておりました。課長会議の中で、どうかこのことについても、同じ職員という立場で、未加入の一般職員についても周知をしていただきたい。また、お話を聞いていただきたい、そういうことを指示をさせていただいたわけでありまして。

その結果、今議会に提案をいたしておりますので、どうかこの点も重々にご理解いただきたいと、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

議 長 病院の方は。

町長。

町 長 病院の方につきましては、これも同じく医師の確保、大変なことでもあります。懸命に医師の確保についても努力をさせていただいておるところであります。

しかしながら、医師の確保につきましては、病院の立地条件のみならず、関連大学と派遣先病院の関係、さらにはまた、医師その者の労働環境等の多岐にわたる条件が医師の確保に大きく影響いたしていることも現実にあるわけでありまして。

私といたしましても、今後とも良質な医療の提供、さらにはまた、お話しございましたとおり、病院経営も今大変な時代を迎えております。大きな影響を及ぼす財政的な問題であります。

先ほど助役からもお話しいたしましたけれども、しっかりとこの問題についても医師と協議の中で対応してもらいたい、かように考えます。

議長
助役

また、看護師、技術職の問題については、助役から答弁をさせます。

助役。

厚岸町の給料表に関しては、2つの分類しかございません。医師給料表と一般職の俸給表だけあります。これは国は医療職俸給表、これが3段階になっております。これは看護師、あるいはその他の技師さんの方々の表が分類されております。どうして厚岸町は2つにしか分類されていないのかということをお申しすと、これは職員組合とのこれまでの話し合いの経過で、医療スタッフ、それから保育職、これらも一般職同様の扱いをという要請に基づいて、労使が話し合っただけで決めていただいているという経過がございます。

そういうことがありまして、今回はこの医師の給料表を除く一般給料表、これに関して改正案を上程させていただいているという内容でございます。

この医療に携わる方たちもさまざまなご意見もありましようけれども、そういう背景があつて、1つの給料表でこれまで運用されてきているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長
6番

次に、6番。

私は、先ほど室崎議員からお話がありましたように、この厳しい財政状況は乗り切っていく、そのためにはびた一文給与を削減してはならないということではなくて、そういう同じ思いから質問させていただきますので、お許しをいただきたいと思ひます。

特に、議員の一人として議席をいただいておりますので、私の個人の思いというものも、この議会の中で発言をさせていただきたいなど、そんな思いから立たせていただいております。

この財政の深刻な状況、町長以下職員すべてでその厳しさの認識を共有すると、そういうことで一律10%の引き下げを組合にも提案をし、ご理解をいただいたという説明が昨日から今日にかけてなされております。

こういう問題については、それなりの合理性というものはもちろん大切でありますけれども、相手がある、しかも、金銭が伴うと、待遇の問題だということであれば、何よりも説得力がなければならぬと思ひますよ。それは当然当事者である職員に対しても確かな説得力、それから議会に対する説得力、それから大多数の町民に対する説得力がなければ、一律10%という率の公平さはあるかもしれませんけ

れども、これは一律10%にして説得力が果たしてあるのかなど、そんな思いをしております。

また、もう一つ、私が心配したのは、先ほども出ておりましたけれども、職員の士気の低下の問題であります。これは先般の一般質問からも答弁で出ておりますように、総務課長は5年間で328名の職員のうち30人、1割に相当する職員を補充をしないで削減をしていくと、そういうお話でありますので、そうだとすれば、なおさら職員の士気の低下は大変な問題になると思うんですよ。

しかも、職員の数が低下をしても、住民サービスを低下させることのないように頑張っていくんだということであれば、ますますその士気の低下がもしあるとすれば、大変な問題でないのかなというふうに思うんですよ。10%、1割の職員を削減するということは、サービスを低下させないということは、それぞれ個々の残った職員が10%レベルアップをしていかなければサービスを同一に維持していけないではありませんか。

そんな中で、一律、町長から一般職員まで10%の削減をするということは、本当に、助役も答弁しておりましたけれども、そういう思いだけでサービスの低下が、あるいは士気の低下が避けられるのだろうか、そんな思いをしております。

すべてではありませんけれども、江戸時代だってもう少し配慮がありましたよ。12月ですから思い出すのは、赤穂浪士の討ち入りで有名な赤穂藩の取りつぶしなんです。昔も藩がなくなるときには退職金というのが実はありました。これは減額するのではなくて退職金を支給するんですが、そのとき、大石内蔵助は、実は上の家臣には低い率を掛けたんですよ。禄高の低い、身分の低い家臣には、それよりも高い率で退職金を実は支給したんですよ。

これが、江戸時代ですらそういう考え方で配慮をしているんですよ。それを一律10%、だって掛ける元が違うじゃないですか。一般職員だって、そうかと、四役が、竹田議員の一般質問ではありませんけれども、四役が20%も15%もカットする。したがって、職員の皆さんには何とか10%を理解していただきたいということが士気を幾らかでも高めることにもつながっていくんじゃないですか。職員に10%削減を提案するときに、特別職の皆さんは、では我々は15%、そんな思いが少しでもなかったんですか。あるいは、我々が15%削減すると、職員は10%お願いしたいと、いやいや、特別職の皆さんも私どもと同様に10%でいいんだって職員の皆さんが言っ

たんですか。

やはり、そういう大変な、大切な問題を、率が同一だから公平だということでは決してないと思うんですよ。だからといって、財政をそのままに放っておけばいいと、もちろんそういうことでありませんよ。ありませんけれども、そういう配慮があって、私はしかるべきではないのかなと。

それと、先ほど町長が答弁いたしましたけれども、特別職は当分の間、職員は17年度限り、18年度が継続されないという保障はないではありませんか、この厳しい状況を考えると。だとすれば、もっとそういう配慮があって、私はしかるべきではないのかなと。

繰り返しのよう質問になりますけれども、その辺改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

佐藤議員の給与カットに当たっての姿勢、当然そういう意見も考えられることであらうと思います。ご承知のとおり、四役につきましては、既に先駆けて、本俸については手をつけておりませんが、特例措置として期末手当については既に行っておるわけでありまして。平成14年から平成16年までの3カ年、これを100分の15を、さらに加えて100分の30、これは、さらに平成17年までさきに提案をし決定をいただいております。

特別職というのは皆さん方ご承知のとおり、先ほどもお話しいたしましたけれども、一般職と違いまして、私どもは、私は4年間選挙で選ばれる身であります。助役、収入役は議会の承認が必要であります。任期があります。教育長につきましては、教育委員会としての提案をいたします。後ほど教育委員会で教育長というものが委員会の中で決定をいたすシステムになっておるわけでありまして。我々は、この4年間という任期の中で給与というものが与えられるわけでありまして、その責任、4年間の中での給与体系であります。一般職につきましては、定年まで、その職責が与えられるわけでありまして。

そういう中で、今回の10%、本来でありますと職員と同様の措置も考えられることでありましたけれども、我々はその意思表示を示すために、当分の間、一方、職員は、今、18年以後はわからないではないかというお話がありましたけれども、と

議 長
8 番

りあえず17年度の予算を乗り切るためにご理解をいただきたいということで、17年度限りということでご提案をいたしておるところであります。どうかこの点については、ご理解をいただきたいと存じます。

8 番。

多くる今意見が出され、昨日から引き続き出されております。今の町長の答弁の中にも期末手当については返上されておりますが、特別職においても、また一般職においても、いわゆる給与という位置づけというか、そういう考え方のようでございます。私はそうだと思います。つまり、生活給であるというふうに思います。

それでは端的に聞きます。

現在、町には嘱託職員というのが存在しております。これは一般の正職員とも差があります。これらも一律10%という考え方だというふうに思いますが、その生活給という観点からすると、今職員数、嘱託職員は平均何歳で平均賃金は幾らになっているのか、それはもう出ていると思いますから、まず、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

この点について、生活給という観点からすると非常に厳しいものが出てくるなど、私が一律10%と決めたという考え方は大ざっぱ過ぎるなというふうに感じますが、その辺はいかがでございませうか。

それから、17年度からということですが、当然4月1日、定期昇給というのがあると思います。その昇給の上での10%カットということと考えていらっしゃるのか、その辺を確認させていただきたいので、ご答弁いただきたいと思います。

それから、町に関係する部分で社会教育協議会とかいうところもございませう。いわゆる町の委託的な業務をさせて、その辺のところにも波及するのか、あるいは同じ町民の仕事をしていただいている、今年の春の清掃委託費の問題でも、人件費の問題が大きくクローズアップされておりました。やはりそこは別な組織ですから、それはそれとして全く考えないというふうに思っているのか、そういう細かいところにまで気を配りながらの今回の決め方をされたのか、あるいは全くそういうところは全然町とは関係ないよという認識の上で、一律10%という決め方をしたとしたならば、私が先ほどからお話ししているように、余りにもこの生活給の10%カットというのは大き過ぎるのではないかと。

昨日から、この町職員が10%カットということは、地域に与える経済影響、ひい

議 長
総務課長

て今私が質問させていただいている部分にまで波及するという事になれば、大変な問題を承知の上でやられるんだろうと、それは今の財政難を考えると当然いたし方のないことなのかもしれませんが、何やら自分の目先というか、足元のみで考えられて今回の提案なのか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

まず、給与カットのいわゆる影響、考え方でございますけれども、厚岸町の場合は正職員のほかに嘱託職員いらっしゃいます。嘱託職員についても10%という考え方でございます。今回の改正はそういうような考え方でございます。

なお、嘱託職員につきましては、定数外職員ということで、別の規定により定められているということでございますので、そちらの方で同じく改定をするという考え方でございます。

それから、昇給後の給与で影響してくるのか云々ということでございますけれども、当然給料表に位置づけられた給料から10%削減するという考え方でございますので、年度の途中、例えば、4月1日に昇給がある方、これは昇給後の給料表に位置づけられた額、これの10%の削減ということになりますし、年度の途中で昇給があった場合については、当然その昇給後の給料の10%の額というもので算定がされてくるという考え方でございます。

それから、嘱託職員の現在の平均給与の関係でございまして、今ちょっと調べておりますので、多少時間をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、いわゆる町職員以外の社協、それから委託先のいわゆる人件費に影響が出てくるのかと、こういうことでございますけれども、あくまでも今回考えて提案させていただいているのは、厚岸町職員の給与に関する部分でございます。

したがって、団体、あるいは委託先等々における給与、そういった部分のあり方、これらにつきましては、当然そういう団体、あるいは委託先の中において検討がされるものというふうに思っております。

それと、派遣している職員がございまして、それから、交流職員もございまして、道であるとか、村山市の方でございまして、こういった職員につきましては、厚岸町の方の給与に基づいてということになっておりますので、当然10%の影響が

出てくるというようなことでございます。

(発言する者あり)

総務課長

申し上げたいと思います。嘱託職員の平均給与でございますけれども、年間 380 万円、人件費、いろいろな共済費等を含めると 470万円というのが現在の状況でございます。

(「平均年齢は」の声あり)

総務課長

平均年齢40歳でございます。

議 長

8 番

8 番 厚岸町の職員、先ほど14万程度から上を見れば60万もという声を届く人もいらっしゃいますし、また、特別職においてはかなりな形で出ているわけですが、これら一つ見ても、嘱託職員の平均賃金を見ても、40歳と言ったならば、生活給の中で大変厳しい生活をしなければいけなくなってくる。当然子供の教育、生活の問題、そういったことを一律10%という中では、先ほど議論されている中でも職種は違えど、特に私はこの嘱託職員の皆さんが多くは現場で張りついていると、町民と直接、あるいはお年寄りの世話を直接していると、そういう状況を考えると、一律10%というやり方は本当に多く議論したのかなという思いがしてなりません。

いずれにしても、そういうことは一人一人の職員と話し合っ、意見を聞いてやられたわけではないだろうし、とにかくこの財政というところから、財政のつじつまを合わせるというか、歳入不足から先に立ったんだろうと私は思うんであります。

そういうことからすれば、今回は仮にこうであったにしても、先ほどから議論しておりますとおり、17年度限りと言っていますが、これがまた18年、19年まで続かないとは限らないと私は思うんです。さきに財政再建計画で示された数字を見ていくと、もう少し続くような気がしてならないのでありますので、今回は、これが仮に通ったにしても、もう少しそういったきめの細かい配慮があつてしかるべきだなというふうに申し添えておきたいというふうに思います。

それから、派遣職員というか、社協等、あるいは今回の春の清掃の委託費の問題でかなり議論しましたが、いずれにしても、町の職員の給料を基準にした歳出の人件費の部分では、そういう言い方をされていたわけです。

当年だけでカットせいと、そういうみみっちいことは言いたくないような気がするんですが、やっぱりその辺のところは痛み分けというか、何らか当然考えるこ

とになるのか、あるいは逆ざやというか、そのままいくと町職員との違いが明らかになってくるわけですから、その辺のところをどのように、考えていなかったのか、あるいは、今言われて考えて、これからどうしようとしているのか、そんなような状況かと思う。そういった点まで考えていたのか、重々、もう一度お話を聞かせていただきたいと思います。

議 長
総務課長

総務課長。

いわゆる委託先の給与の関係でございますけれども、もう質問議員さんも重々ご理解いただいていると思いますけれども、基本的にその給与の決定というのが、その置かれている会社のシステムで決定がされるということでございますから、私どもは、極端な話、私ども10%削減しました、おたくの会社もそういうふうにしてください、これはやはりできないものというふうには考えております。

ただ、全般的なこういう予算の状況でございます。いわゆる全体的な事業費の削減という部分の中では、そういったいわゆる契約行為でございますけれども、そういった中が出てくる。そういった全体的な事業費、いわゆる委託事業費の中で、どう、何といたしましよ、事業を組み立てて事業運営をしていくかという部分につきましては、それぞれの会社で定めていくものというふうに理解をいたしております。私どもは、この10%の町の職員のカット、それをそのまま委託先の企業等々に押しつけるというような考え方は現在持っておりません。

議 長

いいですか。

(「いいです」の声あり)

議 長

他にありませんか。

11番。

1 1 番

昨日からのいろいろな議論の中に、財政を乗り切るためということで、私も一般質問でいろいろと質問したわけですが、その中で二、三点少し言い忘れたものがありますので、それを中に入れながらちょっとお聞きしたいと思います。

今回の職員の給料のカットについては、当然やはり組合側との、それから一般職とのいろいろなその交渉の中での判断もあると思いますけれども、一応組合員が何人ぐらいおまして、そして一般職は何人いるか、その中で十分やはり組合とのいろいろな話、あるいは職員との話がつきながらの今回の問題と考えているわけですが、そこら辺をちょっとまだ私も不審に思いながら、納得のいかないその職

員等についても、いろいろ聞かされているものだから、一方的にあれですね、町長あたりが恐らく押し切ったという感じもないわけでもないのかな。ただ、上程された分であれば、当然納得しての上程だと思うんですけども、だけれども、やはり中には、まだ納得していない職員も多いように何か聞いているわけですから、そこら辺がちょっとギャップがあるのかな。

それと、私一応やはり商人なだけに、今回のやはり職員の給料カットについては、それなりに町に対する経済効果が相当大変なものがあるだろうと。そこら辺も今回のカットについて考えながらのあれであったのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長
助 役

助役。

組合の組織率の関係かと思えますけれども、現在、対象が 316人のうち組合に加入されている方々は 166人でございます。組織率としては52.5%でございます。残り未加入者は差し引きますから 150人ということになります。組合とは団体で組織の代表者等々と協議をさせていただきました。

それから、こういう、これに至る考え方などにつきましては、管理職会議でも説明をさせていただいておりますし、課長会議を開いて所属職員に対する説明をきちんとやってくださいということをお願いをして今日に至ったという状況でございます。

それから、町への影響でございますけれども、これは最近のデータは持ち合わせておりませんが、私の記憶では、商工会だったと思うんですが、商工会連合会が調べた調査で、厚岸町の販売充足率というものがあります。厚岸町は79.4%という数字が、これは二、三年前のデータのようにありますけれども、79.4%、約8割というふうに出ています。結局、2割は町外に出ているということになりますから、この一般会計の1億7,700万、このうちの8割が町の経済に与える影響額として出てくるのかなというふうに思っています。

そのほかに、今、さきの音喜多議員からも心配されておりますけれども、厚岸町の職員の給与の減額をすることによって、他の会社、あるいは他の組合、漁業協同組合、農業協同組合等々の職員の方々、あるいは商工会の職員の方々、それらに対する影響というものが出てくるのかなというふうには心配しております。

ただし、これは先ほど総務課長の方からも答弁をいたしましたけれども、それぞ

れの組織で決めていただくということでもあります。そういうような影響が、そういう大きな組織以外に、今度は町内に存在する会社の方にも影響が出てくるのかなという心配はしております。

ただし、これは給与面の問題だけではなくて、こういう経済状況というものが町が購入する物品、あるいは発注する工事関係、それらにも大きく影響をしてくるだろうというふうには考えております。

議 長

11番。

1 1 番

今回の、今日の質問については、昨日の一般質問での言い忘れという言い方で私も今聞いているんですけども、実際に組合とのやりとりの中で、確かに上程した以上はやはり当然納得したという言い方で上げたと思うんですけども、やはりそれが違うという話が職員の中にも出ているものだから、果たしてそれがどこまで納得したのかな。やはり下げ率を見ても、町長たちも同じ10%に対する不満というのはやはり皆さん持っています。やはりもう少しこの下げ率についても、四役については。これを見ても 316人の4人ですよ。そうしたら、あとの一般職がいるのであれば、やはりこの町に対する経済というのにも相当の影響があるということで、今助役から答弁もらったけれども、これがいろいろな厚岸の企業にも影響してくるということになれば、やはり大変な問題かなと。

商人として、私でも死活の問題ではなかろうかと、そうも思いながら、やはり全体に対するそういう経済効果というのが大変なんです。だから、来年度以降についても、やはり音喜多さんが言ったように、恐らく17年度では無理だろうという言い方も当然私も考えますけれども、これらについては、十分やはりそういう厚岸の経済の動向を見ながら、でなかったら、これ来年の税金にも影響しますよ。

だから、今回の職員の給料カットの問題でなく、町に及ぼす影響を考えたときには、来年は本当に税金を払えない人たちがたくさん出てくるのではなかろうかと、私はその点についてやっぱり心配します。

当然、昆布の減産とやら、そういうものもあるだけに、やはり相当厳しい厚岸町の財政が待ち受けるというその点が私心配ということで、昨日の一般質問でちょっと言い忘れたものですから、今ここでもって言わせてもらいます。

議 長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきます。

私と職員との関係、大事にいたしております。常に町民として、町職員として、町民から信頼を得られる町職員でなければならない、すなわち町職員の意識改革、このことについて十分に話してきております。

特に、私との関係、若狭町政が町民から高く評価されたとするならば、それは私の手腕、力量ではない、町職員が憲法に、地公法に基づいてしっかりと頑張っているからこそ私が評価されるんだと、そういう関係を構築いたしたいということで最善の努力をしてきました。

私は、今回の条例改正について不満がある職員もいる、そういうお話を耳にすることはまことに残念です。先ほど室崎議員にも答弁いたしました。これは職員にとっても大事な問題なんです。大変な問題なんです。

ですから、私は職員組合とも真摯に、誠実に話し合いを続けました。しかしながら、そのほかの職員もいるんです。ですから、課長会議において、このこと、条例改正についても、十分に職員に周知徹底するようによく説明し、お話を聞いていただきたいということで、私は今回の条例改正については、あらゆる手法で職員に理解を求めたところであります。どうかその点、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

いいですか。

11番。

1 1 番

町長さんからいろいろな説明がありましたけれども、職員組合、それから一般職ですね、来年度以降につきましては、今回こういうふうにして職員がのんでくれています、実際に納得してくれたと私も判断します。来年度以降については、さらに組合員とも、職員ともいろいろ話して、この問題ではまだまだこれから議論していく問題かなと思いますので、十分そこら辺考えながらやっていただきたいと、そういうふうに思います。

議 長

町長。

町 長

18年以後の職員の給料については、ご承知のとおり、三位一体改革。特に税源移譲、地方に来るお金がどうなるのか大体見通しがつくんでなかろうか。現在は不明確で不透明であります。ですから、17年度に限りということがあるわけであります。しかもまた、18年以降は、人事院勧告においては地域性を加味しようという意見もあります。そういう意味において、町長としてあと7カ月ですが、しっかりと健全財政を維持し、町民の負託にこたえてまいりたい、行政サービスを低下しないよう

に頑張っていきたいと考えております。

私は、健全財政を維持すると、そういう役割を重く考えております。そういう意味において、18年以後についてはどういう状況になるのか、今ここで明確な財政事情もございませんので、答弁できないことをご理解いただきたいと思います。しかしながら職員とはやはり真摯に、そして親切にお話をしながら、この給与については決定すべきものであるというふうに考えております。

議 長

12番。

1 2 番

昨日からこの問題で長時間にわたって議論しているんですが、やはり私はこの提案に対して非常に疑問に思いますし、大変私はこれでは職員の士気がさらに向上するというものではないのではないのかなというふうに思います。

今回、提案されている内容で、やはりこの一律の10%削減ということが言われておりますけれども、特別職、あるいは一般職の中でも最高と最低では3倍の差があるわけですね。特別職に至っては、さらにそれを超えていくということになります。

そうすると、最低ランクにいる人たちは、ほとんどが生活費、その月の生活費に回るものではないのかなというふうに考えるわけですよ。そうすると、とてもでないけれども、厚岸の地域に与える影響等も相当大きなものになってくるのではないのかなというふうに考えます。

それで、実際に今回の給与改定に当たって、それぞれ特別職と一般職との給与改定に当たって、どのような資料に基づいてこれらが決定されていったのか、私たちにわかりやすく説明できる資料を提供していただきたいというふうに思います。それでなければ、特別職と一般職員の与える影響というのは、十分に私たちが把握できないのではないのかなというふうに考えます。

それから、今回厚岸町がこういう10%削減を行うことによって、職員の、特別職も含めてですけれども、今回厚岸町の財政に及ぼす、出る入る、これの影響はどういうふうになっているのか、計算されたのかされていないのか、これについてお尋ねをしたいというふうに考えます。

それから、もう一つ、今岩谷さんがおっしゃっておられましたけれども、地域に及ぼす影響というのは非常に大きなものがあるのではないのかなというふうに思います。よく味覚ターミナルが地域に及ぼす影響はこんなにあるよというお話をされ

ております。

ところが、この給与改定に当たっては、やはり先ほど2割ぐらいが町外に出ているのかなというようにお話をされておりましたけれども、今度は、これが特に今多くの議員が指摘しておりますように、低い給料の人たちに及ぼす影響が大きくなって、生活費に与える影響が非常に大きいわけです。そうすると、当然これは町内の商業に与える影響も、非常に大きなものがあるのではないのかなというふうに考えます。

そうすると、今非常に町内の業者、地域の業者が大変な状況の中でその仕事をされている、これらを十分にカバーできるような内容なのかどうなのか、この辺についても説明をしていただきたいというふうに考えております。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

全体的話として、この人件費の与える影響を含めて、財源不足に伴う4億5,800万円という、これはあくまで推計試算値でございますけれども、そういう中で的一般会計ベースで1億7,700万円という財源捻出という中で考えさせていただいている、そういう状況であります。

いずれにいたしましても、今言われている、それに対する影響額、これは1億7,700万円の職員給与費が下がりますと、当然税収も下がる、その関係についての計算まではしておりませんし、すぐでき得る状況ではございません。

それと、これらの影響等について、先ほど来、町全体に与える影響等々の提起がされておりますけれども、いずれにいたしましても、これらについては、そこまでは切り切っていないというのが実態でありますので、ご理解願いたいと思います。

(「資料はどんな資料で」の声あり)

議 長

休憩します。

休憩時刻 11時12分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 11時33分

谷口議員に対する答弁を行います。

総務課長。

総務課長

時間をいただきまして申しわけございませんでした。

資料を求められておまして、その資料を2枚配らせていただきました。簡易な資料でございますけれども、その資料の内容についてご説明を申し上げたいと思

ます。

まず、A4の横に印刷されております参考資料1、厚岸町特別職の給料等支給額改正前後の比較表というのがございます。これが四役の改正前、改正後の数値の比較でございます。給料月額については、町長の例で申しますと、86万7,000円が78万300円ということで、差額が8万6,700円でございます。

それで、期末手当の年間の支給額という部分でございますけれども、現行給料の4.4カ月分、4.4カ月分というのは、これは特例措置で、いわゆる減額する前の基本となる数値ということでございます。それを出した差額は43万8,702円ということでございます。

ただし、ご案内のように、この特例減額措置として0.3カ月分減額しております。この分の差額は26万9,204円ということになります。

そのほか給料等に出ております四役につきましては、一般職員の給料の寒冷地手当準用ということになっております。この分の減額がそれぞれ記載されております。合わせて年間の削減合計額ということで表記をさせていただいております。これが四役及びトータルでの数値ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、一般職員の方の影響額ということでございまして、非常にメモ書きのような資料で申しわけないんですが、現在持ち合わせはこういう資料のみでございます。最高額というのは、給料の、現在職員の中で一番高い水準にある給与表の方でございます。83万円程度、これは給料と、それから期末勤勉手当影響額加えた額でございます。

それから、44歳、配偶者1、子供2人という例でございますけれども、65万円、40歳の配偶者1、子供1で59万円程度、35歳の配偶者1、子供2の例で50万程度ということでございます。

それから、下の方に手書きでございますけれども、これは初任給、大卒初任給で28万円程度、高卒単身者でございますけれども、初任給で23万程度、これが17年度の1年間において影響が出てくるという金額でございます。

議 長

12番。

12番

資料をつくっていただいて出していただいたんですが、これを見てもわかると思うんですけれども、やはり給与の低い人ほど影響は大きい。例えば簡単に考えれば、以前消費税の話で随分ありましたけれども、給与の少ない人ほど影響を受けやすい

というのが今の仕組みですよね。

そうすると、低い人ほど生活給に食い込んでくる影響が大きくなってくるわけです。そうすると、これは簡単に容認できるものではないのではないかな。それから、もっとやり方として方法を考えていかなければならない問題がたくさんあったのではないのかなというふうに思うんですけども、これらについて、再度対策を考えていく考えはないのかどうなのか。

それと、先ほどの答弁で、地域に与える影響等については、全く今のところは考えていないと、そこまでは検討しないできているという説明だったんですけども、これがやっぱり与える影響というのは非常に大きいのではないのかなと。貯蓄に回せる人たちの影響額は、貯蓄は少なくなるかもしれないけれども、実際、町内で消費をしなければならない、そういう部分に与える影響というのは非常に大きいものがあるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことを考えると、この厚岸の地域経済に与える影響というものは非常に大きなものがあるというふうに考えているんですけども、これらについてどのように考えているのか、さらにもどのような対策をとっていかようとしているのか、それらも含めてご答弁をお願いしたいというふうに考えます。

議 長
町 長

町長。

まず、私から1割一律カットのことについて答弁いたします。

あとの問題については、それぞれから答弁させます。

実は、昨日も田宮議員からも同じような質問がございました。また、同じ答弁になります。

実は、この問題は組合協議の中でも出ました、組合側から。いろいろと議論いたしました。その結果、一律カットやむを得ないということで条例提案をいたしておりますので、どうかこの点をご理解いただきたいと存じます。

議 長
助 役

助役。

地域に与える影響は全く考えていなかったのかということでもありますけれども、考えていなかったわけではございません。ございませんけれども、数値でお示しをできるデータを持ち合わせていないということでご理解をいただきたいと思います。

地域経済に与える影響、これだけ職員の給料に限らずいろいろなものを削減しなければならないという状況の中では、大変大きな影響を与えてしまうというふうに

考えております。これは厚岸町のみならず、国と地方合わせて 700兆円以上の負債を抱えて、そういうことから国も地方も財政の再建の一環として、こういう作業が続けられているということでございます。

これは、特に厚岸町は13年8月に、当時、前年度の決算をベースにいたしまして、13年度から18年度まで中期の財政計画というものを、見通しを立てまして試算した結果、平成14年から16年度の3カ年で23億 2,000万円の財源不足になるということ。それから、平成16年度には9億 6,000万の資金不足になると。赤字転落になりかねないということを議会の皆さんにもお知らせをしておりますし、町民の皆さんにもお示しをさせていただいております。

さらに、そういう非常事態に対処するために、平成14年2月に厚岸町の財政運営基本方針というものを策定して、今後こういうプログラムで作業を進めていきますよというようなことも、これもまた町民の皆さん、議会を初め、お知らせをしてきたところであります。

国は今までも、要するに日本国民の全国どこでも標準的なサービスが受けられるんだと、行政サービスの恩恵を受けられるという、その町の財源不足を補填したり、あるいは地方ごとの財政力の格差を調整するというにこの地方交付税というものがあつたはずでありますけれども、そういう地方交付税の持っている、本来持っている役割というものが、地方の方から言わせていただくと、きちっとした措置がなされていない。特に、16年度の頭では投資的経費を地方は過大に見ているというようなことで、出口ベースの切り込みをしてきたというようなことがあって、こういう厚岸町におきまして、平成12年度から比較すると10億以上もの地方交付税の削減があると、そのほかに産炭地にかかわった交付金というものがもうなくなってしまったという大きな財源不足を生じるという状況であります。

これは地域経済に与える影響、消費者、商店のみならず、先ほども申し上げましたけれども、そこで働く方々に対しても何らかの影響が出てくるだろうということは承知をしております。ただ、残念ながら数値に示してあらわすことはできないということをご理解いただきたいと思います。

投資的経費に回すお金も一般財源ベースで3億ということで、町が発注できる投資的経費などにも手をつけなければならないという状況でありますから、17年度は今よりもさらに厳しくなるという状況でございます。

この財政状況、先ほど町長も言いましたけれども、三位一体の改革というのが今の段階で全然不透明、不透明だと、国は18年度までに税源移譲の形を明らかにするというのを今の段階で言っています。それをきちっと守られるかどうかは定かではありませんけれども、残念ながら今の段階ではそのことに期待するしかないのかなというふうに考えております。

甚だ答弁が、あっちへ行ったりこっちへ行ったりして申しわけありませんけれども、今の状況はそういうことで、それらもろもろを考えて職員の給与カットということ等を今回提案させていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長

12番。

1 2 番

町長から答弁をいただいたんですけれども、昨日からの答弁の繰り返しですから、ある意味ではもうかみ合っていないわけですよ。それで、やはり役場職員の士気をどうやって高めていくのか、その士気を低下させない、そういう方策をやっぴりきちんととっていただかなければ、心情に訴えるだけではやはりだめではないのかなと私は思うわけでありませう。

そういうことではなくて、やはりこういう目安があるんだということは、それは明確でなければならぬし、下に行くほどそのしわ寄せが大きくなってしまふ、こういうのではやはり今後の人材確保だとか、そういうことを考えた上だつて大変に大きな影響を及ぼしてくるのではないのかなというふうに思うんですよ。

それから、地域の経済に与える影響は、ただ、商店の経営がどうのこうのというより、今助役の方でもおっしゃってございましたけれども、その波及効果がどこまでいくかわからないものがあるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうこともやはりきちんと踏まえた上でのものでなければ困るのではないのかなというふうに思うんです。そういうことを考えると、この議案はやはり相当慎重に審議していかなければならないものではないのかなというふうに考えるんですけれども、議長において、どのように取り計らうか、ちょっと協議をしていただきたいなというふうに思います。

議 長

理事者の答弁を先に。

町長。

町 長

町職員のやる気、士気の問題、先ほど来から議論がございました。私は、町職員、

どの町村よりも能力もあり、また、町の信頼を得るべき21世紀のまちづくりについては一生懸命頑張っていると高く評価をいたしております。そういう中での条例改正であります。

特に、これからは役場の事務事業もふえてきます。ご承知のとおりであります。平成12年に地方分権一括法が通りまして、権限移譲というものが移譲されております。また、今後も続きます。

さらにはまた、昨日の議論でやりました道州特区においても、道は市町村に権限を移譲しようという考えがあります。

さらにまた、定数の問題についても、不補充をする中で定数減を図っていかねばならない、職員にとっては大変なことであります。しかしながら、一方、10%カットしなければならない、本当に申しわけない。

しかしながら、こういうことで町職員はすなわち厚岸町の全体の奉仕者であります。憲法で認められ、地公法で認められた町職員であります。こういうことで仕事が低下すると、また職員自体がやる気を失う、そうあってはならないことは当然であります。

今後とも、町長として人事管理をしっかりとし、特に、管理職の果たす使命と責任、ますます大きくなっております。そういう意味において、町民のニーズに、信頼に十分にこたえられる組織として、町職員として、私自体がリーダーシップを発揮しながら頑張ってまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

議長 12番さんから、取り扱いについてという議長の見解を求められたんですが、この4件につきまして、全部質疑を終わった後にどうするかということについて議員協議会を開いて相談をしたいと、このように考えております。

それで、昼休みに12時半から議員協議会を開きたいと考えておりますので、皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

他に。

5番。

5番 皆さんが議論したんですけれども、私はここの議案の14ページにあります、真ん中辺に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条云々とありまして、

その下に、第4条第4項中、(56歳以上の職員云々)とあるんですけれども、ここに「55歳に達する日の属する年度を超える職員は、前3項の規定にかかわらず昇給しない。ただし云々」とあるんですけれども、その云々の意味がわからないので、私ちょっと解釈できませんので、申しわけございません、頭の程度が悪いものからです。

議長
総務課長

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

この4条4項中の改正につきましては、ただいまおっしゃったように、56歳以上59歳、56歳以上で延伸がかかりまして、59歳で昇給ストップという現在の制度を55歳まで昇給ありますけれども、56歳になった時点では、もう昇給させません。昇給なしというふうに変えたいということでございます。

ここの前段で言っている部分というのは、ご案内のように定期昇給という形の中で、1年間なり一定の期間を良好な成績で勤務した場合については昇給させますという形の中で、毎年定期昇給という形で出てくる部分を指してございます。

それで、後段の今おっしゃられたただし書きでございましてけれども、ただし、当該職員で勤務成績が特に良好ということで、これは定まった期間で上がるということではなくて、特別昇給という形の中で、特に勤務成績が優秀であったという部分ですね、特別なそういう昇給に値するようなものがあつた場合に、特別昇給という形の中での制度を活用して上がることができますよという部分でございまして、55歳で通常の昇給が停止しても、そういう今言うような職務だとか、そういうような形の中で、特別昇給に値するような勤務状況があつたと判断された場合については、昇給する場合もあり得るといふことの規定でございまして、そのようにご理解をいただきたいなど、このように思います。

議長
5番

5番。

今、課長から説明を受けたのはわかるんですけれども、ただし、当該職員が勤務成績が特に良好というときに、今課長から言われましたけれども、これはどういう判断ですか。その言っていることはわかるんですけれども、それがわからないんですよ。だから、どういう場合を指すのか。これ言っている意味はわかるんですけれども、事務屋さんでどういう場合に、特に55歳になって、56歳から上がらないんだけれども、特に勤務成績が良好の者が上がるんだと、それはどうやって見るのか、

議 長
総務課長

それがわからないんですよ。

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

一応、この特別昇給のどういった場合に該当するかという部分については、実は規則の中に決められてございまして、規則の第4条の8の中に、例示として挙げているんですが、1つには、今言った、特に良好な勤務成績を有すると認めた場合ですね。

それから、2つ目といたしまして、業務成績の向上、能率増進、発明、考案等によって、業務上、特に功績があった場合という部分、それから、従来までは20年以上勤続して退職する場合というのがございました。これは今回の条例提案にはございませんけれども、いわゆる定年退職時の1号俸の部分ですけれども、これがあつたわけですけれども、この部分は改正で削除するという考えでおります。

それから、4番目といたしまして、職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により廃職、または解員を生じた結果、解職する場合、自分の意思とは別に定年以外で退職する場合ということですね。そういうことです。

それから、5番目、職員が生命を賭して職務を遂行し、そのため危篤となり、または著しい障害の状態となった場合、その他、町長が特に必要と認める場合という部分もございまして、こういうような内容での、規則での位置づけが、規定がされてございます。

議 長
5 番

5番。

今、最後の方に、町長が、職員が人命にかけてやったとか何とかというのはわかるんですよ。それはよくあることなんだと思いますし、あるんですけれども、その当該職員が成績で、さっきから町長も言っていますように、皆さんも優秀な職員ばかりなんですよ。したから5年間で1割減らしても大丈夫ですよと、皆さんの答弁に言っていますけれども、皆さん優秀な職員ではないですか。したから、これどこで当該職員が勤務成績が特にというのは、私は意味がよくとれないんですよ。

今言ったように、人命をかけてやったとか、町長が認めたとかというんならわかるんですけれども、この当該職員の勤務成績というのは、これ町長が判断するんでしょうけれども、町長だってゆるくないんでないですか、これね。AさんとBさんがいて、Aさんがどういうところでよくてこういう規定に当てはまるのかというの

も、皆さん優秀な職員でないですか、町長が何回も言っているように。だから、どこでそれが出てくるのかなと思うんです。

今、最後の方の意味はわかるんですよ、そういう人にはあげるんですよという部分で。昼になったからあれですけども。私も何か、質問している方もわからないんですけども、何かあれなんです。

議 長
総務課長

総務課長。

済みません。非常に例示として挙げる部分というのいろいろなケースが出てくるものですから難しい部分がございます。

例示として挙げる部分が非常に難しい部分があるんですが、実は厚岸町においても、ここ最近ずっと特別昇給という形の中で、この規定を使った昇給というのは行われておりません、職員については。

逆に解しますと、それだけ特に勤務の状態が普通の一般の勤務状態といいたましようか、とはずば抜けて功績があったというような場合に活用されるということで理解をいただきたいなというふうに思うんですが。

5 番

もう一回、特別。

(「12時になったんだよ」の声あり)

5 番

すぐ終わる。

議 長

4回目ですが、特に1回認めます。

5 番

課長、今1回追加、許可得たんですけども、そうしたらこのあれですね、ただし、当該と書いても、今までその例がなかったとか、ただ、その書きようですね、そういうことで解釈していいんでしょう。今まで何十年もこういうのを書いてもなかったんだということですから、だから、わかりやすく書いたらいいと思うんですけども、今まで書いても、何も今まで当該して、特に昇給したこともないんだということですから、この文面を変えてわかりやすくあれした方がいいんでないでしょうかね。

議 長

助役。

助 役

この規定でございますけれども、これは町長の特認事項として規定している内容でございます。実は、人事評価制度と、きちっと人を、職務の内容ごとに評価制度をきちっとつくって、その人の評価をなさいということは人事院でも今言われておる内容なんです。

実は、数年前に、その独自の評価制度をこういう考え方で町長がやりたいんだということを職員組合にも提案させていただいた経過があります。ありますが、例えば、財政担当の職員は、予算をつくるために数値で電卓をたたいて早くきれいに正確にということが業務の中で求められます。

福祉担当の職員は、その福祉行政のために、例えばおじいちゃん、おばあちゃんの話聞いてあげて、我々の方から言わせていただくと、1時間前に言った話も再三、再度繰り返し、繰り返しやらなければならないという業務に携わらなければならない職員もいるわけです。それを同一レベルで評価するというのはちょっと無理があるなということなんですよ、今の段階では。

ただし、一般企業や何かは、もう既にそういう評価制度というものを導入されているよということで、何とかそういうものがないかということで、今研究を続けている最中なんです。それが、もしそれを厚岸町役場で導入するということになったときには、それもやっぱり職員組合ときちっと話をして、こういう基準で評価をしますよということをお互いに合意の上で、これを導入にしないと、自分の給料がどうやって、あるいは自分のポストはどうやって評価されてこういうふうになったのかということをお互いに納得できる材料がないと、人事のシステムには動いていかないというふうに考えております。

それから、これは国家公務員の方でありますけれども、既に能力等級制度というようなことも導入を検討されているという動きもありますから、恐らくそういう動きというのは、こちらの方にも波及してくるだろうというふうには考えておりますけれども、現段階ではそういう状況でございます。

5 番 議長 済みません、ありがとうございました。

議長 昼食のため休憩いたします。 休憩時刻 12時05分

議長 本会議を再開いたします。 再開時刻 13時00分

午前に引き続き質疑を行います。

2番。

2 番 この問題については、昨日の一般質問、それから、この議案等でもって十分審議されております。昨日私ごとでもって議会を欠席いたしましたので、皆さんの質問とダブると思うんですけれども、お許しいただいて、1つ、2つ質問させていただ

きたいと思います。

この問題につきましては、本当に職員思いの若狭町長が、本当にこの10%カットということについては、非常に断腸の思いで上程されたんだろうと、決断したんだろうと、そのように察するわけでございます。

また、先ほどの助役の答弁をお聞きいたしましても、非常に万感胸に詰まる、そういう答弁も、一つ一つ詰まりながら答弁されておりまして、心中察するところでございます。

しかしながら、この問題、10%カットについて、私なりに質問させていただきたいと思うんですけれども、職員が、例えば懲戒処分、それから、懲戒処分もいろいろあるんですけれども、法令違反だとか、業務上の職務違反だとかいろいろあるわけなんですけれども、そういう場合の減俸と申しますか、減給の限度額がどのくらいなのか、それひとつ。

それから、この10%という設定した根拠というか、意味と申しますか、一律10%に持っていった、その背景にあるものですね、その辺ひとつお聞きしたいと思えます。

議 長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

ご質問にありました、いわゆる減俸、これは減給という扱いになりますけれども、労基法の規定の中で、10%を限度としてという規定になってございまして、この懲戒処分によります減給処分を行う場合には、最大減給の額というのは基本となる給料の10%、これを限度とするというふうになってございます。

それから、10%にしたという背景については、これまでもるご説明を申し上げてきておりますけれども、いわゆる財政推計の中で、どうしても不足になってくる、予算の編成に当たって人件費の方に行かなければならないというような部分、実はこの減給の10%というような部分についても、念頭に置きながら考えているという部分もございます。

ただし、これが減給、労基法の10%だから10%だと、こういう短絡的な部分ではなくて、総体的な予算等の関係の中で出させていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議 長

2番。

2 番

こういう職員のそういう懲戒処分の減給の上限が10%ということでございます。今回のこの引き下げ率がそれに相当する引き下げ率なわけでございます。このことについて、町長、それから組合、双方が本当に、町長の場合は先ほど言ったように本当に大変な、昨日の、一昨日の質問の町長の答弁の中に、苦渋の選択という言葉がありました。まさに、そのとおりだと思います。

それから、組合、町職にしましても、今の厚岸町の財政状況を勘案した中では、本当にやむにやまれない、そういう断腸の思いで組合側ものまざるを得ないというのが実態だろうと思うわけでございます。

こういう形になった、本当に町長もそれから職員の方も大変な思いでもって団結というか、話し合いがなされたわけだろうと思うんですけども、この背景には、やはり小泉内閣が断行しております行政改革の中の三位一体ということで、先ほど助役もそういうお話ありましたけれども、まさにこれは自民党政治の姿勢だと、経済一辺倒の長年の政策がここに来て、こういう形でもって行き詰まってきたんだろうと、そのように思うわけでございます。

国と地方合わせて 700兆円の赤字ということでございます。このつけがこういう形でもってきたわけでございます。ここでそういう議論をしてもしょうがないわけでございますけれども、背景にはそういうものがあると。

それで、やはりこれは国のそういう政策を三位一体改革、財政改革、これはわかるわけでございますけれども、やはり急速にやり過ぎたと、もっと早くからやるべきだったろうと、その辺思うわけでございます。

国も何かというと、少子・高齢化という言葉が出ますけれども、こんな少子・高齢化だというのは、もう30年も40年も前からわかっていることなんですよ。今だって、いよいよ切なくなってそういう言葉で逃げているというか、やっているわけでございますけれども、これは、私は日本の国の自民党の姿勢というふうに考えているわけでございます。

それで、先ほども議論はあったわけでございますけれども、一律10%、これは非常に私はむちゃな数字だと思うんですね。先ほどから何回も議論しておりますけれども、役場の職員が給与高い高い、そういう話を私も耳にするんですけども、今になって急に高くしたわけでなくて、長年そういう給与体系できたと、そういう中でやはり職員の皆さんはそれぞれそういう給料体系の中で、5年、10年、そして老

後と、そういうような生活設計を皆さん立てているわけなんですね。

以前にも私申したと思うんですけども、30万円もらえば30万円の生活設計立てる、それから40万円もらえば40万円の生活設計立てる、これはみんながそういうような形で生活設計立てているわけでございます。

私も子育てしている最中、子供が中学校、高校時代に非常に生活困窮しまして、自分の子供を大学へやれなかったという実態でありました。やっぱり自分の収入が少ないから子供も上の学校にやれない。しかしながら、今職員もそういう自分のもらっている給料の中で計画を立てて、それで家を新築し、また、子供を、子育て教育費に非常にお金をかけていると、やっぱり大学にもやっているだろうと思うし、それが10%カットされたら、この子育てしている年齢層、30代か40の後半、この人方は本当にこれは大変な、根本から計画を変更せざるを得ないと。場合によっては本当に大学やめてもらわなければならないかもしれないです。そういうこともやっぱりあるわけでございます。

そういうことで、私この一律10%という今回の上程された内容については、非常に不満があるわけなんですよ。その辺について、もう一度考え直すか、もう一度それを含めてご答弁いただけたらと思うわけでございます。

それで、この一律10%カットして、一昨日の隣の南谷議員の一般質問の中を聞いていますと、約1億7,700万ほどの人件費が浮くと、それで平成17年度の予算総額が、不足額が約4億6,000万ということでございます。このあとの約2億8,000万ほどの不足額を17年度の予算でどういう形でもって補っていくのか、その辺も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

今、これも先般お答え申し上げたんですけども、17年度における財源不足額4億5,800万円ということでお話をさせていただきました。その中でこの収支を合わせていくという作業をしていかなければなりませんけれども、その中で、経常経費の中で約2億600万円を削減目標として掲げている。その中には予算の中で、今各部局の中に配当している予算がございますけれども、その中で7,800万円、これは約13%に及ぶ、いわゆるカット率の中で見出していこう、さらに配当外の予算もございまして。それは負担金補助及び交付金とか扶助費、さらには備品購入費、委託事業等の経費がございまして。そういう経費で6,300万円程度、さらに外部団体も持つ

てございますし、これは東部消防組合ほか団体がございますけれども、そういう部分についても 6,500万程度の削減、それと投資的事業の中でも、今まで3億円をキープしてきた事業、一般財源を 7,500万程度削減していく、1億 7,700万円を合わせますと 4億 5,800万円の財源捻出をしながら、歳入歳出を合わせた予算を組んでいかなければならない状況になっているということでお話をさせていただいております。

議 長
助 役

助役。

本当に職員の皆さんには先ほど岩谷議員の方からも言われましたけれども、納得はしていないよというご指摘がありました。そのとおりだと思います。

しかし、これまでいろいろ財政状況などを説明してきて、それから民間の皆さんの不景気時にどういう対応をされているかというようなお話も職員として聞いているはずであります。

そういうようなこと、それから、この予算が組み立てられないという状況がどういことであるかということもよく認識をいただいて、本当にまさに断腸の思いでこの提案を受け入れてくれたのではないかというふうに考えております。

地方の側から言わせていただくと、今回の三位一体の改革、地方交付税の見方、これはまさに財務省の一方的な偏見もあるというふうに私自身は思っております。例えば、いろいろなむだ遣いがあると、結婚祝い金を出している、敬老祝い金も出している、それすらむだ遣いであるというふうに断じております、国は。

しかし、私どもはそういうふうに考えているわけではなくて、ここに厚岸町の方たちの何と申しますか、地域の切実な思い、団結心、あるいは先輩方に対する畏敬の念、それらを醸成する意味でも、これをむだ遣いだと断じられるのは甚だ不満であります。

不満でありますけれども、先ほど言いましたとおり、国も地方も合わせて 700兆円を超える借金を抱えていて、どうやってその財政を立て直すかということは、これは厚岸町にとっても責任のある問題であります。人件費に手をつけざるを得ない、これらの改革も進めていかなければ、行政組織としての何と申しますか、コスト、それから、これからも行政を続けていくための資質、体力づくりというようなことも考え合わせて、本当に大変職員の皆さんには申しわけありませんけれども、今回こういう提案をさせていただいたという内容でございますので、ご理解をいただき

議 長
2 番

たいと思います。

2 番。

これは厚岸町というか、地方に責任があるわけではなくて、やはり先ほど言ったように、これはやっぱり国のそういう一方的ななたの振り方というか、そういう形で、どこの地方行政も同じような悩みを抱えているんだろうと思うわけでございます。

また、国も20日ですか、最終的に、今財務省と総務省ですか、話し合いしているようですけども、最終的には今日あたりの新聞なんか見ますと、2,000億か3,000億財務省の方は地方交付税を、総務省と財務省の間に2,000億から3,000億くらいのギャップがあるようでございますけれども、その辺含めて20日に最終的な答申が出るんだろうと思うんですけども、そういう中で、厚岸町も17年度の予算を組むには大変なことだろうと思うんです。

先ほどの財政課長のお話の中に、経常経費も2億ほどだったですか、手をつけるということですけども、その中身はまだ決まっていないと思うんですけども、経常経費で2億を手をつけると、これは並大抵なものではないと思うんですよ。実際にできるのかなと、本当に可能なのかなという気がするんですけども、その辺もやらないと約2億6,000万の17年度の予算編成ができない、不足分に対してそのぐらいやらなければならないという、それは数字の足し算、引き算だけの話であって、実際これ可能なのかなという心配をするんですよ。経常経費でもって2億といたらこれ大変なことだと思うんです。どこをどういうふうに手をつけるかわかりませんが、大変なことだと思うんですよ。

それと、職員の給与に戻りますけれども、17年1年限りという、本当に町長がそこまで譲歩したという話を聞いていますけれども、果たしてこれ17年単年度だけで、本当にそうなのかなと。

これはあくまでも国の出方というか、それにかかってくるんですけども、これまた国が大きいなた振ると、また再度職員にお願いして、カットしなければならない。そういう事態も生じるのではないのかなと、そう思うんです。そういう心配があるんですよ。果たしてそうなったら、先ほど議論のあったように、職員の生活自体は成り立っていくのかなと、本当にここで町長、17年だけで、もうあと手をつけませんよと言えるのか。

議 長
町 長

それから、もう一つは、例えば人事院勧告が再度また何%、5%、3%、そういう勧告が出た場合、さらにまたその勧告に応じて給与カットするのかその辺。また国の方の方針がはっきりしていないから明確なお考えはできないと思うんですけども、町長のそういう今の腹、こうしたいんだと、17年以外はもうこれはやめるんだと、給与カットですね。そういうお考えがあれば、その辺も含めて。

それから、経常経費の削減についても、具体的な答弁はできないかな。それが本当に可能かどうか、その辺も含めてちょっと再度ご答弁願いたいと思います。

町長。

お答えをさせていただきたいと存じます。

具体的なお話をさせていただきたいと思います。

三位一体改革、厚岸町のみならず、大変地方自治体にとっては困難という、財政を含めて大変な制度だなと痛感をいたしております。厚岸町におきましても、平成12年、交付税がピークでした。そのときは50億4,500万ほどでございました。すなわち地方交付税といいますのは、厚岸の予算の大宗を占めるわけであります。しかれば、来年に向けての平成17年度の予算はどうであろうか、これはあくまでも推定であります。

先ほど来から議論がありましたけれども、11億8,000万ほどの地方交付税の減額を見込まなければならない大変な状態であります。これが現在の厚岸町の財政の状況であります。

担当いたしております行財政課、歳入が減る、しかも歳出においては、まだやらねばならないことたくさんある、大きい話をいたしますと、真竜小学校の改築、さらには進めております最終ごみ処理場、真竜小学校に至っては、約16億か17億かかります。果たしてこれもできるのか。

しかしながら、かわいい子供さんのことを考えれば、私は人材育成、教育というものは大事にしなければならないと、子供は将来の宝だと、いい環境で教育を与えたい、そういうことで政治決断をさせていただいておるところであります。

そういう中でありますので、17年度に限りということは職員の皆さん方にもご理解をいただいたところでもあります。しかれば、18年度以後はどうなるのかと、当然人事院勧告も本年は据え置きでありましたけれども、地域性という中でマイナスになるのではなかろうか、そういうこともあるかもしれない。

議 長
行 財 政
課 長

さらにはまた、財政見込みであります。これもまだ三位一体改革、税源移譲、地方交付税、明確ではありません。不透明であります。そういう中で、現在、しからばどうなんだということについては全く見通しがつきません。しかしながら、私は、やむを得ず、断腸の思いで本条例を提案いたしております。18年度以後、私が町長になっているかどうかわかりません。来年の7月まではあります。次期町長にお願いしたいことは、やはり私もしっかり頑張って、健全財政を維持いたしたい、そして人件費にはなるべく手をつけたくない、そういう気持ちはあります。どうかそういう点をご理解いただきたいと存じます。

行財政課長。

経常費関係の関係でご答弁を申し上げたいと思います。

今、この2億600万円を目標としていることができるのかという話でございますけれども、過去においても、平成14年度から経常経費の削減というのは行ってきております。

町長からも答弁申し上げましたとおり、収入が大体23%程度地方交付税が減っているという状況の中で、この25%の歳出の削減率というのを設定をさせていただいた、残り13%が先ほど言った枠配当の中で削減をしまいついていかなければいけない。各種目について、既に昨年度から事務事業の評価を進めております。今年度は約500にわたる30万以上の事業なんですけれども、500を超える1件ずつの事務事業評価を行ってございまして、保守点検1つ、これは法定の点検は当然やらなければいけませんけれども、ボイラー含めて毎年毎年やっていたらいかなければいけないのかどうかということも含めて、これを2年に1回にできないのかとか、具体的に言いますと、そういう個々の内容に踏み込んだ事務事業評価をしております。

ただ、これは予算編成の中で最終調整をしなければならないことでありまして、我々といたしましては、この約2億600万円の経常経費の削減は、大体これを行うと限界値に来るのではないかという予想を立てております。これ以上はなかなかでき得ない状況にあるというふうに、今の段階では私ども考えております。

ですから、当然備品購入費の購入の仕方とか、新規に買うだとか、更新についてのみだとか、負担金補助及び交付金については、すべて事業種目ごとに歳入歳出の状況を見させていただいて、今検証している最中でありまして、

ですから、我々といたしましては、細かく今積み上げ作業しておりますけれども、

これは現課との調整があります。当然予算調整がありますので、これ12月24日に予算を閉めます。要求を閉めます。その後、非常に厳しい現課とのやりとりの中で、これは2億600万を目標にした数字を増減するかもしれませんが、これはやっつけていかなければならない。歳入で歳出を合わせると、大変申しわけないんですけども、そういう作業を行っていかなければならない状況にある。残念ながら今まで調整する財源がございました。それは貯金であります。幾分か貯金はございますけれども、それも枯渇する状況でございますので、これは歳入と歳出ですね、皆さんの努力の、職員、各部局の努力の中で進めていかなければならないことというふうに考えております。

これは人件費以上の実は経常経費の削減になるということで、現課についても、そういう危機感を持って今編成作業に向かっている最中でありますので、我々としてはこれをやり遂げなければいけないというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

議 長 他にございませんか。
(なし)

議 長 なければ、上程されている4件の質疑を全部終わります。
ここで休憩をいたします。

休憩時刻 13時32分

議 長 本会議を再開いたします。
お諮りいたします。

再開時刻 14時29分

ただいま上程されております議案81号から84号までの4件については、なお一層の精査の必要があると思われまので、議長を除く16人の委員をもって構成する議案審査特別委員会を設置し、それに付託し、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議 長 3番。

3 番 昨日からいろいろと議論がなされてきております。私は、本会議で議論をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま3番さんの方から本会議で採決すべきだという発言がありましたけれども、それについてお諮りいたします。

ただいま特別委員会を設置して審査をしたいということでご提案をしました。それについて、本会議で採決すべきという南谷さんの発言でありますけれども、それに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立少数であります。

したがいまして、議案81号から84号までの4件の議案につきましては、なお一層の精査が必要と認めますので、特別委員会を設置して継続審査にすることに決定をいたしました。

したがって、本件については、議長を除く16人の委員をもって構成する議案審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 14時32分

議長

本会議を再開いたします。

再開時刻 15時16分

議長

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告の申し出がなされております。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

議長

追加日程、議会運営委員会報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。

9番。

9番

先刻、第16回議会運営委員会を開催し、本定例会の会期について協議をいたしました。本定例会の会期を12月20日まで延長し、18、19日を休会日と決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

議 長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 | お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議 長 | お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、12月20日まで3日間延長し、18、19日は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月20日まで3日間延長し、18、19日は休会とすることに決定しました。

議 長 | 日程第3、議案第85号 職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、議案第86号 企業職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 | ただいま上程いただきました議案第85号 職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、その提案理由の内容についてご説明を申し上げます。

なお、本条例は職員の特殊勤務手当に関する条例により支給しております業務の種類、支給金額について検討した結果、全面的な見直しを行い、26項目ありました支給項目を6項目に改めるものです。そういう内容ですので、全部改正として提案する内容のものでございます。

ご案内のように、特殊勤務手当の支給に当たりましては、その性格として、職員

の勤務が著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務について支給することとされており、当町におきましては、昭和49年条例第28号により制度化され、今日に至っております。

しかしながら、各種の作業において機械化が進むなど、従来は不快、または不健康な業務であるとされていたものが解消されてきており、国におきましても、本年の人事院勧告の課題として、特殊勤務手当として国家公務員に定められている当該手当の実態等を精査し、所要の見直しを図るための検討を進めることとしております。

また、ここ数年、各地方自治体においては、特殊勤務手当の見直しが検討され始めておりますが、厚岸町においても、職員による検討委員会を立ち上げまして、各職場の職務内容を把握しながら検討を加えてまいりました。

特に、不快と思われる業務や不健康と思われる業務については、機械化が進むなどで手当を支給する上の性格に達していないという状況になってきている部分もあり、これを受け、当町における特殊勤務手当の支給に関しては、基本的に夜間の業務と医学研究業務のほかは、特に危険であると考える業務に絞り、従来25ありました支給業務を6業務に絞って支給の対象とする内容のものでございます。

議案書の19ページをお開き願います。

第1条では、この条例の趣旨規定を定め、第2条では、特殊勤務手当の種類といたしまして、野犬掃討作業、防疫等作業、牧場管理業務、蜂の巣駆除作業、夜間業務、医学研究業務の計6種目の業務を定めたものでございます。

第3条から第8条にかけては、各種手当を支給するための業務内容と、当該手当の支給額を定めておりますが、内容及び支給額については、従来定めている業務内容であり、また、同じ支給額としております。

第9条は、月額支給とされている業務の場合で、勤務しなかった日があった場合の支給率を定めております。

第10条は、規則への委任事項であり、また、附則においては、平成17年4月1日から施行する内容としております。

なお、この条例の施行による影響額は、一般会計 300万円、病院会計約 700万円を合わせますと、全体では約 1,000万円減の影響額となります。

続きまして、議案第86号 企業職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例

の制定について、その提案理由及び内容の説明を申し上げます。

さきに議案第85号で職員の特殊勤務手当に関する条例の制定に当たり、当町が定めている特殊勤務手当についての見直しを行ったとの説明をさせていただいているところではありますが、企業職員の特殊勤務手当に関する条例に規定している危険薬品処理手当の支給につきましては、浄水場に勤務する職員が塩素等の危険薬品処理作業に従事したときに支給する規定でありました。

現在、浄水場は委託をしております、今後職員が本業務を行った上で、当該手当を支給することがないということから、当該条例を廃止するものであります。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより本案に対する質疑を行います。

8 番 8 番。

1つだけちょっと確認しておきたいと思います。

先ほどの説明の中では、国の廃止した、今回改正になってあるんですが、その中に厚岸町、従前からある牧場管理業務手当、これについては国にもこういう手当があるのかなのか、厚岸町独自で従前から設定してきているのかなのか、その辺のところと。新たに夜間業務手当という一くくりの中に、ほかの部分も現場等においては、こういう従前の深夜とか夜勤だとか、そういったものがあるわけですが、1つの夜間業務手当というくくりになってきたんだらうと、これは国においてもこうなのかなのか。

それから、追加となっています今の夜間業務手当に引き続いて医学研究業務手当、これについても今回新たに追加されているわけですが、国との絡みの中で、国も一緒に同行して今回改正になっているのかなのか、その辺について。

議 長 総務課長。

総務課長 お答え申し上げます。

まず、牧場管理業務手当でございますけれども、国の制度においてはございません。これは厚岸町独自のものとございまして、町営牧場での牛の管理業務に当たるということでございます。これは従来からありました手当でございますけれども、非常に牛を扱うという面で危険な作業であると、こういうような考え方のもと、今

後においても残すという方針でございます。

それから、夜間業務手当でございますけれども、これは従来からあった内容のものでございます。別表、新旧対照表をお配りさせていただいておりますけれども、そこの7ページの中の病院職員の特殊勤務手当表がございますけれども、そちらにあります一番下、夜間業務手当の位置づけがされてございました。これを残すということでございまして、新しく設けるものではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

それから、医学研究業務手当でございますけれども、これは今申しました7ページにあります病院職員の医師の関係で医学研究手当、それから医療業務手当、それから放射線作業手当等々の中に医師の特殊勤務手当が入ってきております。これらをまとめまして、この医学研究業務手当という1つの項目に集合させる、1つに集約させるという扱いの中で支給をしていきたいという内容での改正でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

(「了解」の声あり)

議長

よろしいですか。

他にございませんか。

(なし)

議長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

初めに、議案第85号 職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、本案は討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第86号 企業職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例の制定についてお諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第4、議案第87号 厚岸町統計調査員条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行 財 政
課 長

ただいま上程いただきました議案第87号 厚岸町統計調査員条例を廃止する条例の制定について、その提案理由を説明申し上げます。

本条例につきましては、昭和35年条例第1号として制定して以来、費用弁償の別表の一部の改正を行って現在に至っております。

本条例をもって統計調査説明会及び調査提出時における費用弁償を独自に支給してきたところであります。しかし、近年、統計法に基づく統計調査員に係る諸問題につきましては、統計審議会、総務省の附属機関でございますけれども、その中で報酬及び費用弁償、身分等が審議されておりました、統計調査会計や統計機構の整備が行われております。統計調査の委託費として配分される主要内訳につきましては、報酬の稼働日数や説明会出席、さらには関係書類の提出日数が加算された額が交付されるようになってきております。

また、統計調査員の身分は、特別職に属する地方公務員であり、国勢調査の調査員につきましては、一般職に属する非常勤の国家公務員とされておりました、報酬額等については、業務量に応じ、稼働日数を乗じて算定されておりました、各統計調査委託費に示された報酬及び費用弁償の全額を統計調査員に支給しているものであります。

当町が行う統計調査につきましては、統計法に基づく統計調査に限られておりました、これらを担う統計調査員については、既に上位法であります統計法第12条の規定により定められ、範囲内で執行ができることから、本条例を設置する実質的な意味もないということでもありますので、今般廃止をさせていただくものであります。

なお、これらの統計調査の業務は、法定受託事務であり、本条例の廃止は行政経費の見直しの観点から、委託経費をもって業務を行うことになりまして、超過負担の解消もあわせて図られるものであります。

議案書23ページお聞き願いたいと思いますけれども、厚岸町統計調査員条例を廃

止する条例。

厚岸町統計調査員条例（昭和35年厚岸町条例第1号）は廃止する。

附則として、この条例は平成17年4月1日から施行するものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

（な し）

議 長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第5、議案第88号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま上程いただきました議案第88号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本町の現在の組織機構につきましては、平成14年10月に施行され丸2年が経過してございます。この間、地方交付税の実質的な減額が予想を超えるスピードで進んでおり、町財政はかつて経験したことのない危機的財政状況下にあるということはお案内のとおりでございます。

現在、財政改革プログラムの見直し作業中ではございますが、年々予算総額が減少するに伴い、人件費の占める割合が高くなってきており、これを抑制するための措置が必要となっております。

折しも今年度、さらには平成18年度からは毎年10人以上の退職者が予定され、平成21年度までには退職者が50人を数えますが、現在の財政状況及び地域社会情勢の変化を勘案した中では、補充者を抑制しての職員数の減員は避けられない状況でござ

ざいます。

このため、これからの行政組織をどう再編し、行政サービスを保っていくかを考えた場合、組織のスリム化と各課業務の平準化を図ることが必要となってくることは必然的でございます。

このため、5年後の人員を見据えて、関連する業務をできるだけ同じ課に配置するとともに、課の統廃合を行い、現在の12課から10課に再編する改正案を提案する内容のものでございます。

これから改正する内容の説明をいたしますけれども、説明資料といたしまして、新旧対照表、さらには組織機構図の改正案を配付いたしておりますので、ご参照願います。

なお、この組織機構図の改正案対照表に表示してあります係の設置状況でございますが、これは条例ではなく規則で定める事項でございます。この後、規則で定めるものでございますが、5年後の組織体制を見込んだ案でございます。改正後、直ちにこの係体制にするというものではなく、5年後の目標案であり、変更もあり得るということを事前にご了解願いたいと存じます。

議案書の24ページから27ページまでが厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の内容でございますが、資料配付しております厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例、新旧対照表、これによりまして説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

向かって左側が現行、中央部分が改正案、右側が改正要旨となっております。

なお、説明につきましては、改正に係る主な内容に絞って説明させていただきますので、あらかじめご了承お願いいたします。

まず、第1条の改正でございますが、課名の改正、新設、それから削除を行いまして、現行の12課体制を10課体制へ再編する内容となっております。

その内容は、現行の行財政課と税務課を統合し、税財政課と改称いたします。また、保健福祉課を保健介護課と福祉課に分離し、さらに農政課と水産課を統合して産業振興課といたします。商工観光課はまちづくり推進課と統合することにより、名称を削除する内容のものでございます。

次に、第2条の事務分掌の改正事項を申し上げます。

2条中、総務課の事項では、現行の第8号、交通安全、防犯に関する事項を町民

課へ移管するものでございますが、これは自治振興とあわせ、さらに地域総ぐるみの町民運動としての広い展開を期したものでございます。

次に、行財政課の事項でございますが、現行の行財政課と税務課を統合し、税財政課に改めるもので、これは自主財源の大宗である町税関係と財政運営を一体化させることで財政運営をより強固にしたいという考えのもとであります。

なお、現行の第1号、行財政改革、行政評価に関する事項と第2号、地方分権、自治体合併に関する事項、さらには第6号の広報、広聴に関する事項と第7号の統計に関する事項、これをまちづくり推進課へ移行する内容となっているものでございます。

次に、2ページ目をお開き願いたいと存じます。

まちづくり推進課の事項におきましては、現行の第5号、都市計画に関する事項及び第6号、中心市街地活性化に関する事項を建設課へ移管し、改正後は新たに第5号から第14号までの事務分掌を加えるものでございますが、このうち第5号から第9号までは、先ほど申しましたとおり、現行の行財政課からの移管であります。

なお、第8号において、町史に関することを新たに明記いたしております。

また、第10号、商業、工業及び鉱業に関する事項、第11号の労政及び雇用対策に関する事項、それに第12号、消費者行政に関する事項、第13号、観光に関する事項、さらに、第14号、食文化に関する事項としまして、商工観光課から移管するものでございます。これは町の政策機能と観光振興機能を集中させることで、さらに地域活性化の促進を図ろうとするものでございます。

次に、町民課の事項でございますが、現行の第10号、火葬、埋葬、墓地、霊園に関する事項、第11号、畜犬登録、有害動植物の駆除に関する事項、第12号、公衆衛生に関する事項につきましては、これを環境政策の一環としてとらえまして、環境政策課へ移管することにしており、また、さきに申しましたとおり、新たに第10号の交通安全及び防犯に関する事項を総務課から移管するものでございます。

次に、3ページ目をお開き願います。

保健福祉課の事項でございますが、保健介護課と福祉課に分離して、業務の平準化を図るための改正内容となっております。

まず、保健介護課の事項でございますが、内容改正も含めまして、第1号、高齢者福祉に関する事項、第2号、介護保険に関する事項、第3号、保健衛生に関する

事項、第4号、栄養管理に関する事項でございます。第5号、健康増進に関する事項、第6号、保健福祉総合センターに関する事項、第7号、その他保健介護に関する事項と改正するものでございます。

次に、福祉課の事項であります。第1号で、社会福祉及び児童福祉に関する事項、第2号、障害福祉に関する事項、第3号、罹災者援護に関する事項、第4号、保育所に関する事項、第5号、児童館に関する事項、第6号、その他福祉に関する事項と改正するものでございます。

次に、環境政策課の事項であります。先ほど申しましたとおり、改正後において、第11号から第13号までを町民課から移管する内容のものでございます。

次に、4ページ目をお開き願います。

現行の税務課の事項につきましては、さきに申し上げましたとおり、新しい税財政課へ移管する内容のものでございます。

次に、農政課と水産課の事項でございます。当町の基幹産業である水産部門と農業部門を一本化して、横のつながりを強め、より産業振興の充実を図るため、これを統合し、新たに産業振興課として設けるものであります。事務分掌は、現行の農政課及び水産課のものを統合した内容となっております。

次に、商工観光課の事項であります。さきに申し上げましたとおり、すべてまちづくり推進課へ事務分掌が移管するという内容のものでございます。

次に、5ページ目をお開き願いたいと思います。

建設課の事項でございます。さきに申し上げましたように、改正後は第8号及び第9号がまちづくり推進課から移管により加わるものでございます。

議案書の27ページをお開き願いたいと存じます。

附則の関係が規定されておりますが、この条例は平成17年4月1日から施行したいとする内容のものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

13番 13番

このたび、簡素で効率的な行政をとということで、5年先を見据えて行政組織機構の改正を行うということでございます。

ここで観光行政についてお伺いいたしますが、商工観光課は廃止され、まちづくり推進課の中に、(3) 地域振興に関する事項、(13) 観光に関する事項、(14) 食文化に関する事項等が含まれ、統合されるということは理解できますけれども、観光行政について、町自体観光に対する考え方をどうとらえているのか、行政としての位置づけと考え方、また、観光協会への考え方、バックフォローについて具体的にお示し願いたいと思います。

とりあえず1回目。

議 長

総務課長。

総務課長

観光行政に関する考え方でございますが、従来商工観光課というセクションにおいて取り進めてまいりました。個々におきます観光行政にかかわる部分の考え方、これは基本的には変わりございません。大事な産業であるというふうに位置づけてございます。

これをまちづくり推進課の方に統合したという背景には、やはり政策的にまちづくりの、先ほども申しましたけれども、政策として一体化されたもののまちづくりの観点で進めてまいりたいという部分が1つございます。

それと、もう一つは、ご案内のように、観光行政を進めていく上で、いわゆるイベント対応とでも申しましょうか、時期的に人手が多くかかると、こういうような状況下も生じてまいります。そういったときには課としての体制の中でのスタッフ、いわゆる人員の数の関係、こういった部分もある程度の規模、人員を確保しておくということが弾力的な運用にもつながるといような判断のもとに今回統合を図っているということでございます。

議 長

13番。

13 番

イベント対応に人手がかかると、人員の関係、弾力的に運用するという事で、理由の一つに挙げておられますけれども、町の観光イベントで主に桜祭りやカキ祭り、厚岸の大イベントですね。桜祭りやカキ祭りなどでは町職員の皆さんの駐車場の配備や観光客受け入れに関するもろもろのお手伝いを代休制度で行っていたと思いますが、次年度から代休制度の廃止が実行されるとお聞きしておりますけれども、手伝いが少なくなると逆に推測されると思うんですけれども、この辺の見解を関連としてお聞きしたいと思います。

議 長

町長。

町 長

私からお答えをいたしたいと存じます。

厚岸の三大イベント、さらにはまた、主催者が主催するイベントに対して、夏祭りとかございます。残念なことに、主催者がすべてを、人員も含めてやる体制というのができておらないような気がいたします。そういう中で、職員がほとんどやらなければならない実態もあるわけでありまして。

私は、職員の参加というものについては否定するものではありません。しかしながら、今、三大祭りの話が出ましたけれども、仮に観光協会主催といたします。やはり主催者がみずから人間的なことも、また運営においても、主催者でありますので、すべて賄うべきことであります。

私は、できれば余り行政におんぶに抱っこという、言葉はちょっと悪いですがけれども、そういうあり方というものをもうそろそろ見直しをしていかなければならないではないか。先ほども議論がありましたけれども、日曜日、土曜日、職員が出ますと、超勤というものも当然出てくるわけでありまして。そういう面で、行財政厳しい折の中で、協働のまちづくりというものがどうあるべきかということで、今検討を指示させております。

そういうことで、今、各団体と多分担当課においてのそれぞれの協議が行われておるのでなかろうかなと、かように考えておりますので、この点をご理解をいただきたいと存じます。

議 長

13番。

13 番

町長は常日ごろ、厚岸町は基幹産業の漁業、農業を柱とした振興発展のほか、第2の産業である観光について、人口の減少し続ける現状の中、交流人口の増加のために、観光面に大いに力を注ぎたい。そして、現在、厚岸道立自然公園を国定公園の昇格目指して、広域観光ルートの発展に努力邁進すると述べておりますけれども、観光課がまちづくり推進課に統合されたとしても、観光協会への活動支援、並びに関係バックフォローを強くご期待申し上げますので、町長のご回答を望みます。

議 長

町長。

町 長

前段、私の考え方を改めて指摘がございました。

私は、厚岸の観光というものをもっともっと力強く、基幹産業であります漁業、農業、同等までいかなくても、厚岸の一つの大きな産業として育成をいたしたい、

そういう気持ちであります。

それと同時に、今日の人口減で疲弊しておる厚岸町を交流人口をもって何とか経済の活性化を図っていききたいと、そういう気持ちもございます。

そういう中で、今国定公園化の問題がありましたが、実は私も昭和59年、道立公園を国定公園化にすべき期成会が発足いたしております。ようやく22年目に国定公園に指定できるんでなかろうかなという機運が盛り上がっておるわけであります。

しかしながら、一部の問題もあります。と言いますのは、漁業者との関係であります。何か規制されるのではなかろうかというような中での反対運動も耳にいたしておるわけであります。

私は、何といたっても漁業は厚岸町の基幹産業であります。この基幹産業に影響あるような国定公園の昇格はしたくない。私は厚岸町の発展のために国定化が大きく発展につながるものである。漁業者の理解も得て、私は国定公園化をこれからも町長として浜中、釧路町、一生懸命三者で頑張っていきたいと、そのように考えておるわけございまして、今観光という問題が出ましたけれども、イメージアップをしながら、さらに大きな厚岸町の観光産業に役立つ厚岸町をつかってまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

(「13番」の声あり)

議 長
13 番

3回終わったんですけれども、特に認めます。

ただいま国定公園化に対してのお話ございましたから、国定公園に対して依然と漁業者の一部で反対の意見があるということでございますが、話を聞くところによりますと、先口ですね、先口の網走国定公園方面の漁業者へ、こちらの漁業者が国定公園化した場合の経過について教えてもらったところによりますと、漁業を営むための弊害があると言います。

例えば、厚岸港でのカキ島やアサリ島の造成に係る山砂の投入行為やカキ殻の埋め立て、埋め込み、白魚の立て網等の設置に伴う厚岸港周辺の主要木伐採等、自然の形態を変化させる行為は、ラムサール条約や国定公園条例等の諸規則に反する行為となるということで、漁業者は組合の総代会においても、理事者側に疑問や反対などの意見申し入れがあるように話を聞いております。

今までの議会で、この件の質疑による答弁では、既存の農業、漁業を営む上での支障はないと、国定公園化しても影響はなしということではありますが、確認のため

にお聞きいたします。

議 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

私は、先ほど申し上げましたとおり、漁業生産に影響あるようなことであるならば、国定公園化については反対いたします。菊池議員もご承知のことと思いますが、道立自然公園、現行でも厚岸港におきましては、第3種の規制されておるのであります。

しかし、私は、国定公園化されても今と変わりません。私は、このことについてはお誓い申し上げます。漁業生産に影響あるようなことがあってはならない、当然のことであります。私といたしましては、さらに漁業生産が向上され、振興発展を願っております。

そういう立場から国定公園の昇格をお願いをいたしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

他にありませんか。

3 番

厚岸町行政組織改革について、15日の一般質問でも財政計画の基本方針の中で機構の改革に着手された背景についてお聞きをさせていただきました。

先ほども総務課長さんの方から、今回着手された目的の主要因の一つに、スリム化がありましたよね。スリム化のために町の主産業でございます水産と農業のかかわる水産課、農政課を合体、統合させる。そして、調整をとって将来につないでいきたいと、こういう説明がなされたと思っております。

一方、保健福祉課が保健介護と福祉課に分かれますね。町の目玉であるべき課の統合を実施される。片方では、私も今後高齢化時代に向けて、より充実した住民へのサービス強化が不可欠と考えるわけでございますが、どうもてんびんにかかっているような気持ちがしてならないものですからお聞きをさせていただきます。

この片方の統合の目的、スリム化だけでは、私はちょっと物足りないのではないのかな。スリム化することで、より連携が充実する、でも事業をどうしていくのかという部分では、スリム化することで当然スタッフも少なくなるだろうし、どうこの厳しい時代にさらに支援をしていくのか、支援体制はどうなっていくんだろうと非常に不安を覚えるものでございます。

議 長
総務課長

また、片方ではそういう対応をしている、今回、保健介護の関係と2つに分かれて積極的に取り組んでいかれる。何をどのように取り組んでいかれるのか、どういうことで、この2つの課に分離をされた目的につきまして、広く町民の皆さんにわかるようにご説明をいただきたいと思います。

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

実は、この機構改革に当たりましては、冒頭に説明申し上げましたように、委員会をつくりまして、いろいろ現在における体制上の課題であると、これからの状況であると、こういうような部分でいろいろ論議をさせていただいております。

そういった中で、こういう案で今回提案をさせていただいているわけですが、すけれども、特に、保健福祉課の関係におきましてでございますけれども、この保健福祉課の関係につきましては、ご案内のように、厚岸町全体的な中で、人口の構成、高齢化がどんどん進んできている状況にあるという部分にはまず1つございます。こういった中で、そういった対応をしておかなければならない。

また、新たな課題といたしまして、家庭内における、いわゆる子育ての関係、いじめであるとか、引きこもりであるとか、そういうような子育て環境の支援という部分が非常に大事になってきていると、このようにも言われております。

こういったような新たな取り組まなければならないような課題という部分で、非常に行政的な部分、取り組まなければならないものがどんどん膨らんできているという実態がございます。

ですから、こういった部分でのやはり組織が、現在でもそうなのですが、非常に大きくなり過ぎてきているという部分が1つにはございます。

こういった中でいわゆる課としての平準化といいたいまいしょうか、そういうような部分も考えまして、分野をきちっとある程度区分することによって、何といいたいまいしょう、そちらの方に専念するような形、専門的な部分での行政をより強めるというような形の中での分離というような形で考えさせていただいております。

それから、産業課での関係でございます。厚岸町にとっては、この産業課の組織機構の中で、過去には商工と水産を一緒にする、観光商工、水産を一緒にする、こういうような形での機構が幾度となく変遷をたどってきてございます。

そういった中で、今回は農政の業務、それから水産の業務、どちらも第1次産業

として厚岸町の非常に大事な基幹産業でございます。こういった部分を一緒にしたいという提案でございますが、これもやはり従来、今までどちらかというつながりがなかったといいたいでしょうか、課として分かれていたような形でございますけれども、やはりこういった部分を一体化した課にすることによって、何らかのこれからの将来に向かっての横のつながり、こういった部分も生じてくると、このような考え方の中で、今回は思い切って産業振興課というような形のくくりの中で、1つの町の基幹産業、これを一体的な課の取り組みの中で進めていこうというような判断のもとに、このような機構にさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長
3 番

3 番。

どうも、まだ頭の中が整理できないんですけれども、課長の言われていることは、片方は片方で、片方は片方なんですよね。というのは、課が大きくなってきたから分けていかなければならない。大きくても片方の方は統合することで、より融通を図るというんですよね。例えば、水産と農政の関係なんですけれども、過去には私も記憶がないんですよ、一緒というのは。では、水産課と農政課が一緒になることで、何の利点が出るんですかね、合併することで、統合されることで。それは課長が1人で済むのかどうかもわからないんですけれども、どういう部分で農政課と水産課が合体することで利便性が出てくるのかその辺のものが見えないんですね。何か軽視されたのではないのかなと、こう町で誤解されては私は困ると思うんですよ。

やはり水産課と農政課が一緒になることでかくあるべきだと、こうなっていくことで合体をさせましたと、こういうことであればいいんですけども、スリム化だけでは、やはり町の皆さん、我々の産業の行く末にどうなんだろうという疑念を抱かれるのではないのかなと。一方では、福祉の関係を重視していかなければならない。私は、そのどっちがてんびんということではなくて、表に見えるものが、そういうふうに見えるものですから、そういう質問に対してどう対処していったらいいのか、もう少し明確にお願いいたします。

議 長
助 役

助役。

今回、この産業部門を1つにした理由でございますけれども、水産課も農政課も、いわゆる投資的経費にかかわる運用というのが重大な職員にとっては作業になってまいります。これは水産課も農政課も同様な事務の手續を踏んでいるわけです。内

部事務でかなり似通った手法をとっている。それから、例えばカキの中間育成をやる、あの補助の対象になっているのは農政から来ている予算を水産部門の方に回しているというような、山村特対ですか、という、そういう関連性もあるということで、より何というんですか、行政執行をする上で効率化が図られるだろうという考え方が一方ではあります。

それから、ここ四、五年は、投資的経費というものが先ほど来ずっと言っていますけれども、圧縮せざるを得なくなります。そうすると、その基幹産業をどうやって守っていくんだ、どうやってということになりますと、分捕り合戦をやっているんではまちづくりがスムーズに運営していかないだろうということも考えています。

それらも踏まえて一体化することによって、より効率的な運営を図っていくという考え方のもとに、今回水産課と農政課の統合ということを考えさせていただきました。

それから、保健福祉課の方でありますけれども、これは特に保健福祉課のスタッフ、総勢入れますと相当数の数になります。といいますのは、あみかで働いている職員だけではなくて、各保育所の職員もおります。認可保育所3つ、僻地保育所4つ、これらを合わせますと相当数の数になってまいります。

そこで、人事管理上の問題ですとかということに配慮しなければなりませんし、一方では、総務課長が言いましたとおり、高齢化がどんどん進んでいくと、介護の対策もきちんとやっていかなければならない状況になっている。

実は、このあみかの方に、今町民課で担当してもらっています保健医療の方を合体して、あみかの方に行って、健康づくり対策というようなものも医療の分野から一緒にやれないかということを議論をさせてもらいました。

しかし、そうすることによって、我々組織内部の人間は随分楽になるんでありますけれども、お客さまにとっては、結局国保の関連で税務の相談ということが多々出てまいります。そうしますと、お客さんにとっては、まず税務課に行って、この書類をとってください、取得証明や納税相談をしてきてくださいと、あみかにそれから来てくださいというような、お客さんを動かしてしまうことになる。それでは申しわけないと。それは内部努力で解決していくべき話ではないかというような議論がありまして、今回保健福祉課を保健介護課と福祉課というふうに分類させて対応させていただくという考え方でございます。

議 長
3 番

3 番。

3 回目でございますから、もう一点だけお尋ねさせていただきます。

人員の削減の関係でございます。平成21年までの5年間で全体 328名のうち1割、そうすると33人なんですよね、5年間で33人。先ほど私が聞いていたら、50名ぐらいという話をしておったものです。ですから、ちょっとあれあれという思いで聞いておったんですけれども、削減の実施方法、先日も自然減というふうにお聞きをしましたけれども、先ほど50名云々なんていう話を聞きましたものですから、非常に職員の皆さんにすると、給料の関係についても1割減、職員の削減についても、1割と言っているけれども、50名よと、これでは非常に戸惑いを覚えると思うんですよ。どのような方法できちんと5年間の間に何をするんだというものを私は理事者側としては見せていくべきだと思います。

少なくとも職員の皆さんがこういう時代でございます。希望が持てるような、やっぱりその組織体制、考え方をきちんと明快にさせていただくべきだと思います。

そこでお尋ねするんですけれども、町中ではよくうわさにするんですけれども、私も聞いている限り共稼ぎのご夫婦の皆さんがおられます。私は、職員になった時点から、職員と結婚しようなんて決まっている人はいなかったと思うんですよ。現実には、でもおられると思います。夫婦であれば遠慮した方がいいんでないかと、こういう議論もある。こういう議論も含めて、その削減の方法について、きちんと方向性を出して、この人たちが不安を覚えるような、職員の皆さんが不安を覚えるような自信のない仕事はされては困ると思うんですよ。

ですから、どういう方法でどう削減をしていくのか、自然減なのか、どうなのか、改めてきちんとお聞きをさせていただきたい。

議 長
総務課長

総務課長。

提案理由の中で、21年度の末まででございますけれども、それまでに50名のいわゆる定年退職者が生じるということでご説明をさせていただいたつもりでございますし、そのような数字でございますので、まずご理解をいただきたいと存じます。

その上で、やはり定年退職に伴いまして、定数確保という形になりますと、やめた分を補充するという形になるわけですが、そういうことではなく、やはりすべて、10人やめたから10人補充するというのではなく、不補充をしながら、全く採用もしないという形にもやはり年齢構成、将来のことを考えますとできません。

非常に影響を残すような形になります。

そうした中で、例えば、今大体想定しているのは、おおむね3割、やめた方の3割補充というようなことも念頭に置いた中で、10%強、1割を目標にしたいということでございます。

そういった中で、適正配置計画、まだ、今作業中でございますけれども、そういった中で組み立て、この目標年次に向かった適正化配置計画をつくり上げたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、夫婦共稼ぎの関係、以前にもこの町議会におきましてご質問をいただいております。いわゆる業務、公務を実施する上で、家族であるとか、夫婦であるとか、こういったものを持ち込んだ中での仕事というものは厳に慎んでもらっておりますし、そのような関係にはございません。一、個々職員でございます。そうした職員の中で持たれている能力を発揮いただいて、それぞれの職責にも全うしていただいているという意味からいきますと、いわゆる共稼ぎであるとか、こういった部分で格差をつけるのはいかななものかというような答弁を町長の方からさせていただいていると記憶しておりますけれども、現在も私どもはそのような考え方でございます。一職員として能力を十分に発揮していただいておりますし、今後もそのような形で発揮をしていただきたい、このように考えております。

議 長 他にありませんか。

(な し)

議 長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第6、議案第89号 厚岸町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

ただいま上程いただきました議案第89号 厚岸町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、先ほど上程いたしました厚岸町事務分掌条例に基づき、組織機構改革に伴います課の名称を改めたいとするものでございます。

議案書の28ページをお開きいただきますとともに、この議案につきましても、説明といたしまして、別途新旧対照表お配りいたしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

厚岸町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、この条例は、今申しました行政改革推進委員会設置条例のほか、2つの条例の一部を改正するという内容のものでございまして、1つの改正条例の中で3つの条例を改正するという内容のものでございます。

第1条は、今申し上げました厚岸町行政改革推進委員会設置条例でございしますが、第6条中にあります行財政課という表記、これを先ほどの事務分掌の移動に伴いまして、まちづくり推進課に課の名称を改める内容のものでございます。

続きまして、第2条、これは厚岸町町史編さん審議会条例の関係でございすけれども、第7条中にあります行財政課を、これもまちづくり推進課に改める内容のものでございます。

最後に、第3条、厚岸町介護サービス事業条例第1条中の保健福祉課を保健介護課という名称に改める内容でございす。

以上の内容でございすけれども、附則におきまして、この条例の施行日につきましては、先ほどの厚岸町事務分掌条例と同様に、平成17年4月1日から施行する内容のものでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

(な し)

議 長

なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 | 日程第 7、議案第90号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 | ただいま上程いただきました議案第90号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成17年度の国民健康保険税の課税に適用する税
率等の改定でございまして、昨年度の税率等改定時に審議いただきました2カ年
にわたる税率等の2年目の残り分を改定させていただく内容でございます。

改正部分につきましては、お手元に配付しております議案第90号説明資料、厚岸
町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表で説明をさせていただきます。

左側が現行の内容、次が改正案、右側が改正要旨の説明でございます。

第3条でございますが、国民健康保険の被保険者に係る所得割額ですが、現行
100分の8.6を100分の10.6に改める内容でございます。

第5条は、被保険者1人当たりについて課税する均等割額ですが、現行2万
7,000円を3万円に改め、第5条の2は、1世帯当たりについて課税する平等割額ですが、
現行3万7,000円を4万2,000円に改める内容でございます。

第11条ですが、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第1項の第
1号から第3号まで、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の適用規定でござい
ます。

第5条及び第5条の2で、均等割額、平等割額が改定になりますことから、減額
する均等割額及び平等割額を改めるものでございます。

第11条第1項第1号のア及びイは7割軽減規定でありまして、軽減する額1人
について、現行1万8,900円を2万1,000円に改め、1世帯について、現行2万
5,900円を2万9,400円に改める内容でございます。

次に、裏面をごらんください。

同じく、第2号のア及びイは5割軽減規定でありまして、軽減する額1人について、現行1万3,500円を1万5,000円に改め、1世帯について、現行1万8,500円を2万1,000円に改める内容でございます。

同じく、第3号のア及びイは2割軽減規定でありまして、軽減する額1人について、現行5,400円を6,000円に改め、1世帯について、現行7,400円を8,400円に改める内容でございます。

議案書の30ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日でございます。この条例は平成17年4月1日から施行する。

第2項は適用区分でございます。改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

続きまして、参考資料を配付させていただいておりますので、要点の説明をさせていただきます。参考資料の方をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただいて、1ページ目は税率改正による16年度との比較でございますが、税額推計に当たって、基礎資料となります世帯数、被保険者数、所得の状況は、平成16年10月末のデータによって推計しておりますことをご承知いただきたいと思います。

左側の上の表は、所得割率を2%、均等割額を3,000円、平等割額を5,000円、それぞれ引き上げる内容で、賦課限度額については変更はございません。

その下の表は、所得割で課税される応能割の率と均等割、平等割で課税される応益割の率のバランスの状況をあらわしたものでありまして、基本は50対50ということですが、現行、改正案ともに応能割55%以内、応益割45%以上のバランスを保っております。このバランスを保つことによりまして、所得の低い階層に適用します保険税の軽減割合、先ほどの国保税条例の第11条の規定によるものですが、6割、4割という軽減割合ではなくて、軽減割合の高い7割、5割軽減を使用し、さらには中間所得層への2割軽減を適用しているところでございます。

真ん中の表であります。税率等の改正により推計しました調定総額等でございます。一番下にあります賦課総額から軽減額を差し引いたもの、これが改正案の調定総額では5億4,197万9,722円となりまして、現行より6,136万1,389円増加と推計をしております。

右の表ですが、軽減世帯の軽減税額の内訳を均等割、平等割で区分したものでございまして、それぞれ先ほど申し上げました7割、5割、2割の軽減割合を用いております。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

所得階級別、世帯人員別保険税額について、現行と改正案の税額及び税の増加額の分布をまとめたものでございます。

表の下の方に、緑色の階段と茶色の階段がありますが、賦課限度額53万円を超えるラインをあらわしてございまして、改正案の緑色のラインのとおり、改正後の賦課限度額のラインは、世帯人数ごとに100万円低い世帯を示しておりますし、所得450万円の階層の1人世帯、ここでは引き上げ額が9万1,400円と今回の最高額を示しておりますように、その直近の所得階層に引き上げの影響があらわれていることを示しております。

次、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

前のページの改正案の保険税の増加額区分で世帯数の分布状況をまとめたものでありまして、表の左側から4つ目の欄であります。累積構成割合をごらんいただきたいところでありますが、増加額が2万円以下で分布の割合は52.2%と過半数を占めております。分布の一番多い区分は、5,000円以下の増加額の790世帯でありまして、構成割合は30.6%になっております。

次、4ページ目をお開きください。

改正によります影響額を01から05まで、所得別、世帯構成別の世帯モデルとしてお示ししたものですので、ご参照いただきたいと思います。

次、5ページ目をお開きください。

平成16年度の決算見込みと15年度決算を対比したものでございます。16年度の決算見込みの歳入は、保険税の現年度分収納率を94%見込み、滞納繰越分収納率は、一般被保険者で6%、退職被保険者で10%を見込んでおります。保険税では、前年比7,091万6,000円の増を見込んでおりますが、歳入合計では3,056万円の減と見込んでおります。この要因は、一般会計からの繰り入れが4,888万円の減、それから、退職医療にかかります医療給付費交付金が3,395万円の減となっております、これが主な内容でございます。

16年度決算見込みの歳出でありますけれども、15年度決算よりも5,716万円の増

加となり、歳出合計は16億 1,341万円を見込んでおります。前年度の繰上充用金 5,922万 3,000円を除きましても、単年度の収支不足は 8,772万になる見込みでありまして、累積する不足額を1億 4,695万円と推計しているところでございます。

以上、少し長くなりましたが、議案の内容と資料の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 これより質疑を行います。

9 番 9番。

先日の決算委員会でお聞きしたところ、平成16年度の決算見込みで大体赤字約1億円という答弁が返ってきました。この条例改正によって17年度の決算において、累積赤字をどの程度減らすにいいのか、その点、どういう試算をしているのかお聞きしたいと思います。

議 長 町民課長。

町民課長 今回の税率改定におきまして見込みます税額の増加額であります、6,136万ほど推計をさせていただいております、これが17年度の決算見込みの中で、どういう見通しになるのかということですが、17年度におきます単年度収支で申し上げますと、なおかつ 3,800万程度の収支不足が発生をするだろうという見通ししております。このままでいきますと、累積する赤字そのものは約1億 8,000万ぐらいにふえてくるというふうに見込んでいるところであります。

議 長 9番。

9 番 それはあれですか、1億 8,000万というのは16年度、17年度。

町民課長 17でございます。

9 番 17。ますます赤字がふえていくということですね、16年度で1億若干と言いましたから。これだけ税制改正して、なおかつ赤字がふえていくということはどういうことなんですか。解消するつもりはあるんですか、これ。黙ってこのままにしておいたらとんでもないことになってしまうんでないですか。前に病院会計が二十何億かの累積赤字を持ったように、そんなことになったらどうにもこうにもならなくなるわけですよ。そのあたりのやはり改革案を示していただきたいと思います。

少なくとも、この税制改革に対して、その程度の案をやっぱり持っていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長
町民課長

町民課長。

お答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、事業運営する上では累積赤字が17年度もなおふえるという見通しの中では非常に厳しい事業運営を強いられるということでありまして、おっしゃるとおりでございます。

それで、今回税率改定をさせていただきたいという見通しの財源そのものは、実は15年度におきまして、不足する財源の推計の中で、1億2,000万を超える不足財源を税率改定で確保していく必要があるだろうという推計のもとに、15年度そういう数字を出させていただきました。

それで、16年度でこの分が全部引き上げた場合に、医療費が見込んだ以上にふえていかなければ実はもっと財政運営としては赤字がそんなに出てこないということでありましたが、急激な税の負担がふえるという状況もございまして、2年度に分けて実施をすべきだという国保運営協議会の答申を尊重させていただきながら議会の方にも議論をいただいて決めていただいたという経過がございます。そういう意味では、今回も新たに医療費が伸びるという背景はあるんでありますが、昨年議論いただいた範囲内で税率改定をさせていただいて、17年度の歳入に充てていきたい。

議員おっしゃられますように、17年度の特別会計の運営の中で、短期的に、あるいは長期的にこの累積赤字をどうしていくのかという部分については、私どももきちっとした中期方針、あるいは長期方針を持ちながら、決算状況を見ながら、さらに検討を加えていきたいということでございます。

その基本になりますスタンスそのものは、従来ですと、一度税率等を引き上げさせていただいて何年か、その率を、あるいは額を据え置くという手法をこの間やってきておりましたが、そういう意味では、毎年毎年の状況変化に対応できるように、毎年そういった検討を加えながら事業運営に当たっていききたいというふうに考えるところでございます。

議 長
9 番

9番。

端的に言って、一体この赤字はいつ解消するんですか。それともどんどんふやして行って、何十億もの赤字にしていくんですか。そのあたりははっきりしていただきたいんです。これではまるっきりお先真っ暗で、また、なおかつ税率の改定でもしない限りは、赤字は解消していかないということになるわけですね。そのあたりは

議 長
町民課長

つきりしてください。

町民課長。

わかりやすく申し上げますと、国保会計の予算の組み方は、まず歳出ありきなんですね。病院にかかった分の費用をこの会計の中で負担をしていくというシステムをとっておりますので、歳出を積み上げていくわけでありまして、それに必要な財源を加入者が負担すべきもの、それから国や道が負担すべきものという決まりの中で積算をして、加入者が負担すべきものを保険税として算出をするということになるわけでありまして、ご質問のとおり、この事業を改善をしていくという意味では、従来の税込不足分を一般会計で大きく使用していただけるという背景は、16年度も含めて非常に厳しいというものがございまして、今回、昨年から議論いただいて、加入者の負担もふやしていこうというスタンスをとっておりますので、基本はかかる費用の半分を保険税で確保すべきというものはございますが、一方では加入者が負担できる限度というものもいろいろ分析をさせていただきながら、次の改善策を検討していくということになると思います。

昨年も中期的な見通しを医療費の見込みも含めて示させていただきましたが、医療費そのものは非常に動きが激しいといえますか余り下がるという傾向はないんですけれども、伸びる傾向にあるという中では、現在つくった見込みそのものも3カ月後には非常に状況として変わってくるという性格のものでありまして、なかなかお示しした資料がそのまま来年も使えるかという、そういう状況にございません。

そういう意味では、毎年の決算状況を見ながら、先ほど申し上げました加入者の負担すべきものも毎年改定をさせていただくこともあり得るという基本スタンスの中で私どもは改善策について考えていきたい。

一方で申し上げますと、それがすべてだということでは私はないというふうに思っております。そういう意味で、新たなといいますか、歳出を削減をするという新たな事業展開も保健福祉課や医療スタッフの皆さんともこの間協議をさせていただいてきてありまして、これは即効性はございませんが、長期スタンスの中で健康づくりというものも浸透していけば、医療費の削減ということにもはね返ってくるだろうという部面も、関係課と連携をしながら現在進めているところであります。

そういう意味で、歳入確保だけではなくて、歳出の点検という部分も含めて、広範な形の中で検討していきたいというふうな考えているところであります。

(「もう一回お願いします」の声あり)

議 長

特に、3回目です。

9 番

町長、これどうするんですか。全然、いわゆる赤字になったと、赤字解消は何年度までにするんだかという一つの目標が必要だと思っんですよね。やはりこの税制の改革だって、やっぱり赤字解消を一つのめどにして、一般会計からも当然繰り入れしなければならないのかもしれないですけども、めどにしてやっぱりやるべきでないかと思っんですよ。余りにも抽象的過ぎる。どうにもならないんだというよな答弁にしか聞こえないわけですね。そこらあたりを、少し明るいめどが立つよなことをひとつご答弁願いたいと思っます。

議 長

町長。

町 長

大変頭の痛い問題であります。今日の財政厳しい中で、病院の会計もご承知のとおりであります。すなわち、こういう実態と申すのは、国保関係は医療費がかかるからであります。町長としては、病院が黒字、国保が赤字だということであれば解消できる手法もあります。ところが、両方とも大きな赤字になっている。しからば、一般会計から持ち出しができるのかと言え、今日の町財政では、課長から答弁があったとおりであります。

そういう意味において、大変町長としてもどう対応するのか、難しい問題を抱えておるわけでありまして、しかしながら、このままでいいのかと言え、そうでもないんであります。しからば、どういう手法があるのか。私としては、せめて町立病院が多くの人方に利用され、黒字と申さないまでも、幾らか解消できる体制をとらなければならない。そして、国保の赤字を幾らかでも補っていかなければならないという気持ちはあります。しかしながら、病院、医療費の問題についても、調べましたところ、ほとんど町外なんです。その負担もいたしております。

そういう実態を考えますと、今の質問については、本当に頭の痛い問題であります。今、松岡議員から指摘がありましたとおり、当然このままではいけないことでもありますので、いろいろと国保の健全運営について、調査研究をしながら頑張っていかなければならないと、かように思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

14番。

1 4 番

国保については、従来から論議を尽くしてきておりますので、重ねて同じよな

ことは言いたくありませんが、若干お尋ねをしたいと。

私は、国の責任が非常に大きいのではないかと思うんですね。町だけではどうにもならないと。町民だって担税能力超えるような国保税がかけられる大変な状況だと思うんですね。

ところが、国は平成17年度、国保の補助を減らす、こう言っていますよね。平成16年度の予算で見ますと、国の支出金は5億 2,434万 2,000円です。80%は負担金なんですね。負担金というのは、法律に根拠を置いて、国が出さなければならない義務的な金だと。補助金が20%ですよ。今、国の補助負担金削減の方向は、負担金をどんどん減らすんですね。法律に根拠を置いているにもかかわらず、負担金を減らす、こういうやり方をとってきているんですね。

平成17年度は、国保の補助を大幅に減らすという、こんな方向では、幾ら頑張ってみたとところで黒字になんかなり得るわけはさらさらないわけでありまして。そうかといって、この財政の困難な時代に、一般会計から繰り入れる、これまた大変なことですね。前は一般会計から繰り入れて、何とかやりくりをしていたけれども、結局それが限度に来て、住民負担にかえざるを得なかったと、こういう状況だと思うんです。

来年度、国の負担金、補助金がどの程度減るのか、今言ったように、5億からの国の80%が負担金で20%が補助金ですよ。これをどの程度削ろうというふうに言っているのか、おわかりであれば教えていただきたいと。

それから、もう一つは、前回税率の改正をやられて引き上げが行われました。滞納の状況は現在どういうふうになっています。平成16年度の滞納の見込み、どのように把握しておられるのかお伺いをしたいということでもあります。

それから、もう一つは、国保税には限度額がある、53万円で限度と、頭打ちにしているわけですね。53万以上については、幾ら所得があっても53万円で終わりだと、こういうことになっているんですよ。これも私は矛盾の一つだというふうに思うんですね。その辺のことについて、国の国保の補助を減らす平成17年度の見込みをどのようにお考えになっておられるのか、それから滞納の状況はどうか、それから限度額の問題はどうかということについてお答えをいただきたいということでもあります。

議 長

あらかじめ本日の会議時間の延長を行いたいと思います。

ただいま上程されております議案第90号の審査が全部終了するまで、あらかじめ時間の延長を行います。

町民課長。

町民課長

滞納状況につきましては、税務課の方からご回答いただくということで、私の方からは残る2つについてお答えをさせていただきます。

私ども、まだ17年度の国保に係る国の負担の削減について、詳しい情報は届いておりませんが、今、議員おっしゃられるように、国は医療費の50%を国が負担をすると、そのうち40%は療養給付費の負担金として、それから10%分は調整交付金として持つというシステムをとっておりまして、この40%分については、国の方は6%削減をしまして34%にすると。それから調整交付金の分は、10%を1%引き下げて9%を最終的に国が負担をすると。この削減された分について、都道府県に財源移譲をしましょうということになっておりまして、7%分については都道府県が移譲された財源をもとに市町村国保の調整機能を持つというふうになっております。

17年度は暫定措置として国が34のところを36%まで持ちましよう、翌年度から34に負担を下げますという内容でありまして、財源的に申し上げますと、それと従来といいますか保険税の軽減額を国及び都道府県が負担をする制度がありまして、保険基盤安定制度とありますが、2分の1を国が負担をする、4分の1を都道府県が負担をすると。

この財源もすべて都道府県が負担をするというふうに切りかえるという中身が出てきておりまして、今お話ししました療養給付費、それから調整交付金で申し上げますと、6,850億円が税源移譲になる、失礼しました、総体で6,850億円でありまして、今申し上げました保険税の軽減分の補填であります保険基盤安定制度によるものが約1,940億円、それから、7%の都道府県枠の財源であります、4,910億円というふうに積算がされております。

私ども、国の総務庁も含めて、今回の国の負担を減らすというやり方については、国が1、それから加入者が1、いわゆる50対50という、この枠を変えないという原則を貫くということで話は進んできておりまして、そういう意味では都道府県に税源移譲される分、7%も含めて、算数の式としては補填がされるということになるんであります、どうもそこまですっきり市町村に財源が確保されて流れてくるのかということについては、まだまだ見えていないというのが実態でございます。

それから、53万円の限度額の問題であります。今回試算をさせていただいてる中でも、53万円を超える税額が約1億3,000万ほど超過分として出てまいります。対象となります世帯数は302世帯ということですが、302世帯分で53万円を超える限度額、超過額は1億3,000万というものが残っております。

議員おっしゃられるように計算はしますけれども、53万円を超えますから、これ以上は取りませんというのが今の制度であります。私ども考えますに、この財源というのは決して少ない財源ではなくて、厳しい市町村国保の運営をしていく上では、何とかこの増減枠の取り外しというようなことも、丸々100%いただくという手法ではないにしても、何らかの改善策を講じられないだろうかというようなことも、担当者としては思います。

ただ、大枠では上位法で決められて運用されておりますから、末端から大きな声を出す、あるいは別な手法として可能性を研究をしていくというようなことを今後もしやっていく必要があると思いますし、やっていかなければというふうに思っているところでございます。

議長
税務課長

税務課長。

私の方から平成16年度の国保税にかかわります滞納見込み状況ということでお答えさせていただきます。

国保税の滞納につきましては、先般の決算でご承認いただいたところでございますが、その時点では、平成15年度末におきましては1億1,813万3,131円の翌年度、16年度への繰越額となっております。

そこで、この内容といたしましては、14年度と比較いたしますと、収納率も94.1から、現年度が93.2という減になったという状況下におきまして、14年度、15年度比較しますと、226万6,000円ほどの滞納がふえたという状況でございます。

それからまいりますと、今いろいろと議論されております平成16年度の税率の改正に伴いまして、一般医療、退職医療等で合わせますと6,500万ほどの調定が増になっている状況でございます。

そんな中で、納期も8期から9期に1期延長になってございます。そんな中で、前年度と単純に比較ということにはちょっと大ざっぱなことになるかなという気もいたしますが、9期分の調定が1期ふえた分は5,300万ほどになってございますので、それらからいきますと、おおよそ前年度と比較いたしまして、現時点では7月

から明年3月までの9期でございまして、5カ月過ぎた11月末現在、収納率は前年度並み、国保税の中でも一番大きく占めます一般の医療分については、0.05の若干でありますけれども、前年度よりも上昇しているという状況下でございまして、これは今のやっぱり厚岸の産業の活動状況下にあります。ですが、これからの冬期間に向かう中ではいろいろな心配もあります。

そんな中で、現年度で収納を予定しております94%が収納できたといたしますれば、前年度よりも130万ほど、あるいは前年度並みの93%程度で甘んじてしまうということになれば、458万ほどの滞納の増となるというような現在の状況でございます。

議 長

14番。

14番

くどくどとお話をするというつもりはありませんが、全国的に国保が大きな赤字を抱える、やっぱり大きな原因は、国庫補助を大幅に削られたところから始まっているんですね。どこも赤字、こういう状況が展開されているわけですよ。その上、今度は国は削るというわけですね、平成17年度。どうやって補っていくのか、一般会計から繰り入れるたって、今の状況、明日かあさってあたり、次年度の地方交付税の額が、地方財政計画が決まるようであります。明確になっていくと思うんですが、恐らく大幅な減になるのではないだろうか、財政はますます逼迫してくる、こういう状況ですから。

私はやはり、町長は日ごろから国に向かっておっしゃっておられると思うんですが、国がきちんとやはり国保に責任を持つということをやってもらわないと、私は国保の赤字を解消なんていうことは絶対できないというふうに思います。

それから、住民の負担にしたって、これ以上ふやすということにはならないのではないのか。今も滞納の状況をお伺いすると、やはり滞納がふえてきていると。ふえてきているというのは、中には払える人で払わないという人もいるでしょうけれども、払いたくても払えないという状況が私は大きくあるのではないのかというふうに思うんですね。

そういう点で、国がやはり国の負担金、あるいは補助金を大幅にふやさない限り、私はこの国保財政がよくなるという保障は得られないというふうに考えております。その辺はどのようなお考えでおられるのでしょうか。

こうやって2回にわたって引き上げがなされるわけでありましてけれども、状況と

してはなかなか払いづらくなっていくわけですから、滞納もふえていくだろうと、思うように国保財政が好転するという事は、もうほとんど望めないのではないかとこのように思うんですね。その辺の事について、見直しをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、平成17年度はこれから予算を組まれるわけでありましたが、どうでしょう、17年度の方角として、国が負担金や補助金を削るという状況で出てきておりますが、その国が減らす負担金、補助金、これをさらに値上げをして、住民負担で補うというお考えになるのかどうか、お聞かせいただきたいと。

議長
町民課長

町民課長。

議員おっしゃられるように、かつての国保に対する国の基本姿勢から申し上げますと、国の負担率を下げると。今回、なおかつ2分の1負担そのものを下げていくということが具体的に決まっておりますし、私どもも国保事業者の団体、あるいは大きく言いますと、今回の国保に係る国の負担率削減の話の中で、皆さんお聞きのとおり、市長会や、それから知事会でありますとかという地方6団体は、大きな危惧を持って対応してきたということで、最終的に先ほど申し上げました国は都道府県の負担分も含めて税源移譲、財源を確保して、国1、加入者1と、50対50という枠を外さないという基本的な確認のもとに地方6団体も国保に対する都道府県の意見が今まで以上に多くかかわりを持っていけるのであればのみましようというような形で妥結がされたというふうに聞いております。

それで、私どもも本来的には国がきちんと国保に責任を持つ、相当の負担もすべきだというふうに言ってきておりますし、今回、三位一体改革の中で、寝耳に水のような形で厚労省の財源を削ると、その中に国保も急遽含めるというような形でありまして、非常に急な話で、また決着も急に決まりつつあるということでありまして、この改革について、今地方から反対の声を上げるという背景は、地方6団体と国とのやりとりの中ではない、ふさがれたというふうに思っております。

議員おっしゃられるように、国保に対する国の責任のあり方の基本スタンスで私どもは事業者の団体、あるいは町村会等の組織を通して、きちんと意見反映をしていく必要があるというふうに考えているところでありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、17年度分の補助の削減分、具体的にはまだ、まだといいますか、国保

の財政が厳しいということを支援するためにということで、14、15、16ですか、急遽支援制度としてできましたもの、16年度ベースで申し上げますと、3,000万弱の国と道からの負担分が17年度はなくなるということがはっきりしておりまして、これも私どもとしては従来69歳までの加入者の方を抱えて国保運営をすればよかったですとありますが、平成19年までには75歳までの加入者を抱えて国保運営をするというシステムに切りかえられたと。

そういう意味では、医療費そのものが毎年毎年1年に1歳ずつ加入者がふえてまいりますから、医療費も当然ふえてくる。こうした運営を強いられている中では、3年間の時限の支援として設けたものを今外す条件はないのではないかということも、声を大きくして言っていかなければいけないというふうに思っておりまして、そういう意味で、今の時点で国の削減分を加入者にそのまま求めて事業展開をするということについては、今の段階ではまだ検討していないということについて、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長
14 番

14番。

もう同じようなことを繰り返してもあれであります、平成17年度、国はそういう方向で行くわけなんです、そうはいっても、では住民負担をふやして穴埋めをするのか、私はそうはいかないのではないかというふうに思うんですね。

国保の加入者は、農民であり、漁民であり、低所得者、財政的には脆弱な基盤なんです、もともと。だからこそ国が大きな補助を今までできていたわけなんです。それをばつさりと切ったために、全額ではありませんけれども、全国的に国保が今日のような状況に追い込まれているというのが事実であります。

今、課長のご説明だと、国の負担金、補助金の減額分について、それをすぐに住民の負担で補うということはないというふうなことをおっしゃったようですが、その辺、もう一度きっちりしたご答弁をいただきたいと思います。

議 長
町民課長

町民課長。

この間、松岡議員からもお話しされていますように、国保の運営そのものの厳しい状況を、何年後にはこうするんだというような一つの方向も含めてきちっと明示をして進めるべきだというご意見も先ほどいただきましたし、今、議員からおっしゃられるように、住民負担をふやして必要な財源を確保するという方向でいけるのかということについては、私ども担当者も率直に疑問を持っているところであります。

す。

ただ、求められます事業の運営のあり方につきましては、国は削減をするけれども、その肩がわりとして道が税源移譲をされて、厚岸の場合は北海道が残り分を負担をするというシステムでありますから、医療費、それから介護納付金でありますとか、老人保健拠出金を含めて、これの2分の1は加入者が負担をするというシステムそのものは変わりません。

先ほど、17年度国が削減をするものについて、加入者負担を即求めないんだろなというお話でしたから、今の時点で、それを含めて即加入者の皆さんにご負担をいただくという方向は決めておりませんということでお答えしたつもりでありまして、そうしませんというところまでは、今の時点では申し上げられないということについてもご理解をいただきたいと思います。

それで、基本スタンスは17年度の決算状況を早いうちに推計をし、あるいは状況を見ながら次の対応策について検討していきたいということであります。

それで、間違っても収納率が悪いから税率を下げて加入者の負担を軽減をするというような方向にはなっていないということはこれ間違いないことでありまして、そういう意味では原則この事業が安定的に運営できるようにということで、国に言うべきことは言い、私どもが研究努力すべきところは研究努力をしていく必要があるという決意で今取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「議長、もう一回だけ」の声あり）

議 長

特に、もう一回認めます。

1 4 番

もう一つは、北海道の問題なんですよ。全国的に見て、北海道は47都道府県の中で、市町村の個々の補助金というのは、支出金というのは、大体どのぐらいの位置にあるんですか。多いんですか、少ないんですか。その辺がわかれば教えていただきたいと。

私は、北海道の責任も大きいと思うんですよ。国の責任も当然あります。北海道もきちんと市町村の国保行政を見てくれると、見るということは、私は必要なことだというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長

町民課長。

町民課長

全国の中で、北海道が国保にかかわっている、いわゆる財源負担も含めてという

水準そのものは資料として持ち合わせておりませんのでご勘弁いただきたいと思いますが、先ほど参考資料の中で、5ページ目に、16年度の決算見込みを提示をさせていただいておりますが、この中で、歳入の欄であります、下から8行目あたりに道支出金というのがあります。それで、科目としましては、高額療養共同事業負担金、それから財政健全化対策費道補助金という2つが出ておまして、合わせて16年度決算見込みベースで申し上げますと、1,195万程度、今現在来ているということであります。

備考欄に書いてありますように、北海道は財政健全化対策費補助金、いわゆる北海道の福祉医療制度を持っていることによって、病院にかかる率が多いではないですかという部分を、全額ではないですがこの科目で支援をするという制度を持っております。

それから、先ほど言いました14、15、16の3カ年の期限付きの支援という形で、高額医療共同事業負担金というものも、先ほど3,000万弱と言いましたが、国と道合わせて2,000万強の額でありますけれども、半分を北海道が負担をするというものが入ってきております。

これいずれも備考欄に書いてありますように、制度としてなくすもの、それから北海道の財政危機という見直しの中で市町村に対する助成そのものも廃止をするというものが出ておまして、事業運営の歳入からは、この2つが消えるというのが今の見通しであります。

先ほども申し上げましたように、どのレベルで北海道がかかわっているのかということについては、資料を持ち合わせておりませんので、申し上げられないということをご理解いただきたいと思います。

議 長

他にありませんか。

(なし)

議 長

なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し……

(「討論あり」の声あり)

議 長

討論ありますか。

それでは、最初に、反対者の反対討論をいたします。

14番。

1 4 番

私は、議案第90号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をするものであります。

今回の引き上げは、所得割の額を2%引き上げる、それから均等割を3,000円引き上げる、平等割を5,000円引き上げる。いずれも町民負担で、国や北海道の補助の削減の埋め合わせ、あるいは町の一般会計からの繰り入れにかわって町民負担で補うということについては、私は賛成するわけにはいかないわけであります。

今、大変な状況であります。町も財政的に大変厳しいけれども、町民一人一人にとっては、さらに厳しいものがあるのではないかというふうに思うわけであります。

そういうことで、私は今回のような住民負担で埋め合わせをしていくということについては、反対をせざるを得ないわけであります。

議案第90号の厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をするものであります。

議 長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

議 長

なければ、討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

本日の会議はこの程度にとどめ、20日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、20日に延会いたします。

延会時刻 17時23分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年12月17日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員